

長洲町地域防災計画

令和 8 年 度

長 洲 町 防 災 会 議

沿革	昭和 4 2 年 6 月 1 0 日	作成
	昭和 6 1 年 6 月 6 日	修正
	昭和 6 3 年 6 月 1 日	〃
	平成 4 年 6 月 1 日	〃
	平成 5 年 6 月 1 日	〃
	平成 7 年 6 月 1 日	〃
	平成 8 年 6 月 1 日	〃
	平成 9 年 6 月 1 日	〃
	平成 1 0 年 6 月 1 日	〃
	平成 1 1 年 6 月 1 日	〃
	平成 1 2 年 6 月 1 日	〃
	平成 1 3 年 6 月 3 日	〃
	平成 1 4 年 6 月 3 日	〃
	平成 1 7 年 6 月 6 日	〃
	平成 1 8 年 6 月 6 日	〃
	平成 1 9 年 6 月 4 日	〃
	平成 2 0 年 6 月 3 日	〃
	平成 2 1 年 6 月 3 日	〃
	平成 2 2 年 6 月 2 日	〃
	平成 2 3 年 6 月 2 日	〃
	平成 2 4 年 6 月 7 日	〃
	平成 2 5 年 6 月 6 日	〃
	平成 2 6 年 5 月 3 0 日	〃
	平成 2 7 年 6 月 4 日	〃
	平成 2 8 年 8 月 1 9 日	〃
	平成 2 9 年 6 月 2 日	〃
	平成 3 0 年 6 月 1 日	〃
	令和 元 年 6 月 3 日	〃
	令和 2 年 5 月 2 6 日	〃
	令和 3 年 5 月 2 8 日	〃
	令和 4 年 6 月 2 日	〃
	令和 5 年 5 月 3 0 日	〃
	令和 6 年 5 月 3 1 日	〃
	令和 7 年 5 月 2 7 日	〃
	令和 8 年 5 月 2 7 日	〃

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節	目的-----	1
第 2 節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務-----	1
第 3 節	長洲町の地勢と災害の想定-----	3
第 4 節	長洲町の気象災害の特性-----	3
第 5 節	被害の想定-----	4

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	災害危険区域（箇所）調査及び事前指導計画-----	6
第 2 節	風水害予防計画-----	1 0
第 3 節	土砂災害等予防計画-----	1 3
第 4 節	火災予防計画-----	1 5
第 5 節	危険物災害予防計画-----	1 7
第 6 節	地震・津波災害予防計画-----	1 8
第 7 節	海上災害予防計画-----	2 2
第 8 節	災害通信整備計画-----	2 3
第 9 節	気象観測施設等整備計画-----	2 5
第 1 0 節	地域防災力強化計画-----	2 6
第 1 1 節	防災知識普及計画-----	2 8
第 1 2 節	自主防災組織育成計画-----	3 1
第 1 3 節	防災訓練計画-----	3 2
第 1 4 節	避難収容計画-----	3 4
第 1 5 節	避難行動要支援者等支援計画-----	3 9
第 1 6 節	災害ボランティア計画-----	4 4
第 1 7 節	防災機関等における業務継続計画-----	4 6
第 1 8 節	受援計画-----	4 7
第 1 9 節	公共施設等災害予防計画-----	4 8
第 2 0 節	原子力災害予防計画-----	5 0

第3章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	5 2
第2節	動員配置計画	5 9
第3節	応援要請計画	6 6
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	6 8
第5節	予警報等伝達計画	7 0
第6節	災害情報通信計画	8 2
第7節	広報計画	8 6
第8節	水防計画（別紙計画）	8 8
第9節	消防計画	8 9
第10節	避難収容対策計画	9 4
第11節	災害救助法等の適用計画	1 0 8
第12節	救出計画	1 0 9
第13節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	1 1 0
第14節	医療救護計画	1 1 2
第15節	食料供給計画	1 1 4
第16節	給水計画	1 1 6
第17節	生活必需物資供給計画	1 1 8
第18節	救援物資要請・受入・配分計画	1 2 0
第19節	住宅応急対策計画	1 2 1
第20節	交通輸送計画	1 2 3
第21節	障害物の除去計画	1 2 6
第22節	廃棄物処理計画	1 2 8
第23節	保健衛生計画	1 3 0
第24節	民間団体活用計画	1 3 3
第25節	労務供給計画	1 3 4
第26節	文教対策計画	1 3 5
第27節	地震・津波災害応急対策計画	1 3 7
第28節	公共施設応急工事計画	1 4 1
第29節	海上災害対策計画	1 4 3
第30節	電力施設、ガス施設、交通施設の応急対策計画	1 4 6
第31節	災害義援金品募集配分計画	1 4 7
第32節	その他の災害応急対策に必要な事項	1 5 0

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興の基本方向-----	1 5 6
第2節	災害復旧計画-----	1 5 6
第3節	被災者自立支援計画-----	1 5 7
第4節	生業回復等の資金確保計画-----	1 5 9
第5節	復興計画-----	1 5 9

第5章 大規模な火事災害対策編

第1節	災害予防-----	1 6 5
第2節	災害応急対策-----	1 6 6
第3節	災害復旧・復興-----	1 6 6

第6章 林野火災対策編

第1節	災害予防-----	1 6 9
第2節	災害応急対策-----	1 7 0
第3節	災害復旧-----	1 7 1

参 考

長洲町防災会議条例-----	1 5 2
長洲町災害対策本部条例-----	1 5 3
長洲町防災会議委員名簿-----	1 5 5

第1章

総 則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、長洲町の地域にかかる防災に関し、必要な事項を定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務

防災に関し、関係機関はおおむね次の事務又は業務を処理する。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
長 洲 町	1. 長洲町防災会議に関する事務 2. 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3. 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4. 消防、水防その他の応急措置 5. 被災者に対する救助及び救護措置 6. 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 7. 防災知識の普及対策 8. その他町の所掌事務についての防災対策
熊 本 県	1. 熊本県玉名地方災害対策本部会議に関する事務 2. 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3. 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4. 水防その他の応急措置 5. 被災者に対する救助及び救護措置 6. 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 7. その他県の所掌事務についての防災対策 8. 町の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整
自 衛 隊	天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集伝達及び人命又は財産の確保（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）
熊本県荒尾警察署	災害時における治安、交通、通信等警察行政に関する対策
有明広域行政事務組合消防本部	1. 火災予防等各種災害予防 2. 水火災等の応急対策 3. り災者救出等被害者の救出援護

機 関 名		事 務 又 は 業 務
指定地方行政機関及び指定地方公共機関	三池海上保安部	海上の治安、警備及び救難対策
	福岡管区气象台 熊本地方气象台	1. 災害発生時における気象等観測資料の提供 2. 気象、地象及び水象について予警報の発表及び通報
	国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所	災害応急対策と災害復旧対策
	長洲町社会福祉協議会	1. 災害時における住民支援、ボランティア支援
	郵便事業(株)玉名支店長洲集配センター	1. 郵便の運行確保対策 2. 災害救助物資、小包郵便の料金免除等 3. 被災者に対する救護措置
	九州農政局	主要食糧の需給対策
	九州旅客鉄道株式会社	鉄道施設の防災対策及び災害物資緊急輸送対策
	西日本電信電話株式会社	電信電話施設の保全、災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達
	九州電力送配電株式会社	1. 電力施設の保全、保安対策 2. 災害時における電力供給確保
	公益社団法人熊本県トラック協会	災害時における自動車による救助物資等の輸送確保
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	駐在員会（自主防災組織）	活動体制の整備及び災害時における救援救護活動
	病院等経営者	1. 避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容計画 2. 災害時における負傷者等の医療、助産救助
	社会福祉施設経営者	1. 避難施設の整備と避難等の訓練 2. 被災時における収容者保護
	玉名農業協同組合長洲総合支所 熊本北部漁業協同組合	1. 農林水産関係の被害調査又は協力 2. 農作物、水産物等の災害応急対策についての指導 3. 被災農林水産家に対する融資、又はそのあっせん並びに飼料、肥料等の確保、又はあっせん
	長洲町商工会	1. 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、及びあっせん等についての協力 2. 災害時における物価安定についての協力、徹底 3. 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
	金融機関	被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置

機 関 名		事 務 又 は 業 務
	プロパンガス取扱機関	1. ガス施設の保全、保安対策 2. 災害時におけるガス供給の確保
	学校法人	1. 避難施設の整備及び避難訓練 2. 被災時における教育対策

第3節 長洲町の地勢と災害の想定

本町は、熊本県の北西端に位置しており、町土面積は19.44km²で、北東部は荒尾市に、南東部は玉名市に接し、有明海に面している。

本町の地形は比較的平坦で、東部の丘陵地も標高35m以下のものである。

小岱山を源流とした菜切川が本町のほぼ中央部を北から南へ流れ、荒尾市池黒池から、本町の西部を北から南へ流れる浦川と河口において合流している。また、行末川は、玉名市との境界を北東部から南西部に走り、これらの河川は何れも有明海に注いでいる。西南部の平坦地は数次の干拓により造成されたものであり、沖積層の農業地帯である。

このような地理的・系統的条件を具えた本町は、河川改修も行われ、田畑の冠水による被害も次第に減少してきているが、集中豪雨時等は、水源地域の開発あるいは山地荒廃に起因する短時間の増水によって河川堤防の決壊、田畑地帯の冠水による被害等いまだ危険要因は残されている。

海岸堤防については、臨海部の埋立てにより危険が薄らいだものの、大型台風来襲時における堤防決壊等の危険性は想定される。

なお、家屋密集地帯における火災は広域的消防力が充実され、そのうえ消防団員の果敢な活動により類焼を免れているが、有史以来、数次の大火等幾多の事例があり、防災・防火技術の進歩がめざましい今日といえども、気象条件の態様によっては予断を許さない状態にある。

一方、平成2年11月、約200年ぶりに噴火した雲仙普賢岳は、現在、噴火活動の停止により、穏やかな容姿を見せているものの、往時（寛政4年）の噴火の折、噴火活動の終息後、本町海岸部に津波が来襲し、人命・家屋等大災害を被った「島原大変、肥後迷惑」という有史の反省に立ち、情報伝達避難対策等、綿密な防災対策が必要である。

平成28年4月に発生した熊本地震では、想定を上回る震度7が2度も発生し、本町においても震度5弱と震度5強を計測したが、人的被害・家屋倒壊等の大きな被害はあつていないものの、熊本県内で最大規模の地震が発生した場合、最大想定震度5強から震度7までの地震が想定されており、本町においては、最大想定震度は6弱が想定されている。

第4節 長洲町の気象災害の特性

本町の気象災害は、地理的特性上、梅雨期における水害と、台風による風水害で、これらは6月～10月の間に多く発生している。

令和7年8月豪雨においては、熊本地方、天草・芦北地方を中心に線状降水帯発生による猛烈な雨が降り、長洲町に大雨特別警報が発表され、多くの観測点で観測史上1位の記録を更新した。

平成3年の台風19号、平成16年の台風18号では、強風によって長洲町に甚大な被害を与え、住民生活に多大の影響を及ぼしたところである。

第5節 被害の想定

1. 被害想定の基本方針

被害想定の基本方針として、被害想定は災害想定は災害種別ごとに行うものとし、本町を対象とした被害想定は調査結果や過去の浸水実績等の被害を把握し想定するものとする。

2. 風水害等

(1) 洪水

熊本県が作成した「想定し得る最大規模の降雨（L2）」を前提に洪水浸水想定を基本とした洪水被害を想定する。

① 浸水想定区域作成の前提となる降雨

② 指定の前提となる降雨量

ア 浦川流域 : 730 mm/8h

イ 菜切川流域 : 723 mm/8h

(2) 高潮

熊本県が作成した熊本県高潮浸水想定を基本として高潮被害を想定する。

① 高潮の元となる台風は、国内最大規模のものが、各沿岸で最悪のコース（最大の偏差となるコース）を通過する。

ア 中心気圧：室戸台風規模（900hpa）

イ 台風半径：伊勢湾台風（75km）

ウ 移動速度：伊勢湾台風（73km/h）

② 高潮が起こるときの潮位は満潮時を想定

③ 河川には計画規模相当の洪水（基本高水流量）を与える

④ 堤防は、設計条件を超えれば決壊とみなす

(3) 土砂災害

土砂災害に関する指定区域は、以下に示すとおりである。各災害に対してはこれらの指定区域を踏まえつつ、災害を想定しその対応を図る。

土砂災害に関する指定（令和7年5月1日）

① 土砂災害警戒区域 : 32 区域

② 土砂災害特別警戒区域 : 31 区域

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

3. 地震津波

(1) 地震災害

地震災害は、広域にわたるものであり、町単独で地震規模等を想定することは困難であるため、熊本県が実施した「熊本県地震・津波想定調査結果（平成25年2月）」における被害想定に準拠する。

(2) 被害想定の対象地震

被害想定では、①布田川・日奈久断層帯、②雲仙断層群、③南海トラフの3つの地震を対象に被害を想定する。

(3) 最大津波高・津波波高

	雲仙断層群 南西部	雲仙断層群 南東部	布田川・日 奈久断層帯	南海トラフ (ケース4)	南海トラフ (ケース5)	南海トラフ (ケース11)
地震の規模	M 7.5	M 7.1	M 7.9	M 9.1	M 9.1	M 9.1
津波高 (TPm)	2.8	2.8	2.7	3.0	3.0	3.0
津波波高 (m)	0.15	0.22	0.12	0.39	0.37	0.38

第2章

災害予防計画

第1節 災害危険区域（箇所）調査及び事前指導計画

災害が予想される区域または箇所を把握・指定しておき、事前指導または措置を講じ、もって災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害を最小限度に止める等災害応急対策が速やかに実施できるよう定める。

1. 災害危険区域の指定

（1）重要水防区間（河川、海岸）

種別	河川名 海岸名	地先名	延長 (m)		危険状況	水防工法	備考
河川	浦川	大字長洲	右岸	3,310	堤防高不足	積み土のう工	Bランク
			左岸	3,310			
	行末川	大字折崎 玉名市岱明町	右岸	3,901	法崩れすべり	〃	Cランク
			左岸	3,901			
	宮崎川	大字宮野～ 大字清源寺	右岸	2,000	堤防高不足	〃	Cランク
			左岸	2,000			
海岸	長洲港海岸	大字長洲	1,000		越 波		
水門	菜切樋門	大字清源寺			浸 水	積み土のう工	
	平成水門	大字長洲			〃	〃	
	宮崎水門	大字清源寺			〃	〃	

○水防情報周知河川及び水防警報河川

河川名	観測局名	区 域
浦川	浦川	両岸：増永川合流点から海まで
菜切川	菜切川	両岸：川登川から海まで
行末川	行末川	右岸：折崎 857 番地先の二又橋から海まで 左岸：玉名市岱明町大字大野下 1734-1 地先の二又橋から海まで

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	摘要
浦川	浦川	長洲町長洲	3.26 (1.99)	3.31 (2.02)	3.63 (2.34)	3.92 (2.63)	観測所水位 (TP表示)
菜切川	菜切川	荒尾市菰屋 字高倉	1.06 (5.90)	2.20 (7.04)	2.20 (7.04)	3.49 (8.33)	〃
行末川	行末川	長洲町大字 腹赤字塘下	2.07 (2.45)	2.58 (3.12)	2.58 (3.12)	2.93 (3.58)	〃

(2) 道路危険箇所

路線名	所在地	延長 (m)	危険状況	水防工法
長洲玉名線	長洲町塩屋	200	冠 水	遮 断

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所指定区域

箇所名	所 在 地
平 原	長洲町大字清源寺字崩崎
清 源 寺	長洲町大字清源寺字大辻
腹赤新町	長洲町大字腹赤字新邸
小 柳	長洲町大字折崎字小柳
折 崎	長洲町大字折崎字小柳
赤 崎	長洲町大字折崎字東畑
古 城	長洲町大字折崎字古城
古 城	長洲町大字宮野字古城
中 大 谷	長洲町大字宮野字中大谷
花 坂 2	長洲町大字宮野字花坂
天 神 郷	長洲町大字宮野字天神郷
笹 谷	長洲町大字宮野字笹谷
山 畑	長洲町大字宮野字山畑
池 上	長洲町大字宮野字池上
高 田	長洲町大字宮野字大堤
鷺 巣 1	長洲町大字宮野字菅ノ谷
鷺 巣 2	長洲町大字宮野字上大谷
鷺 巣 3	長洲町大字宮野字中大谷

鷺 巣 4	長洲町大字宮野字中大谷
鷺 巣 5	長洲町大字宮野字天神郷
立 野	長洲町大字宮野字丸尾
向 野	長洲町大字宮野字高尾
宮 崎 1	長洲町大字宮野字辻屋敷
宮 崎 2	長洲町大字宮野字次六
赤 田 1	長洲町大字永塩字免場
赤 田 2	長洲町大字永塩字金平
日 焼	長洲町大字永塩字日焼
葛 輪	長洲町大字永塩字中鴻ノ浦
建 山	長洲町大字高浜字建山
梅 田	長洲町大字梅田字北山
郷 楽	荒尾市野原、長洲町大字宮野字菅ノ谷
南 道 々	荒尾市牛水、長洲町大字梅田字向大藤

2. 危険区域（箇所）位置見取図

危険区域（箇所）位置把握のため位置見取図を作成し、担当課に備えつけておくものとする。

3. 危険箇所の調査

（1）事前措置の対象となる設備又は、物件の事前調査

町長は、災害の発生するおそれがあり、又は発生したときは、その災害が拡大すると認められる設備又は物件の除去あるいは措置について、指示すべき箇所を事前に調査し、的確な指示ができるよう実情を把握しておくものとする。

調査の期日は毎年3月から5月下旬までの間、各所管課が消防団の協力を得て行う。

ただし、措置状況等の調査は必要によって随時行うものとする。

（2）その他設備、物件の管理者等への予警告方法

（1）の調査により設備、物件などの除去あるいは措置を行う必要があると認められるときは、災害対策基本法第59条の規定によりその除去あるいは措置すべき限度等について、これらの所有者または管理者に対して文書により予告又は警告等事前に指導するものとする。

4. 浸水想定区域内施設

町は、水防法（水防法第14条）に基づき県知事が指定する洪水・雨水出水・高潮浸水想定区域内の、地下街等で水災時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で水災時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生

じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で水災時に浸水の防止を図る必要があるものについては、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

また、水防法（水防法第15条）に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成する水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画及びそれに基づき実施する避難誘導等の訓練に対し、必要な指導や助言を行う。

町内における、避難確保計画及びそれに基づく訓練が必要な要配慮者利用施設は、次のとおりである。

事業所名	住所	業種	浸水想定災害
特別養護老人ホーム 月華苑	清源寺 1060	・介護老人福祉施設サービス	洪水
デイサービスセンター 月華苑	清源寺 1060	・通所介護サービス	洪水
花しのぶ	清源寺 1060	・小規模多機能型 ・居宅介護サービス	洪水
せいわながすの里	長洲 2990-2	・認知症対応型共同生活介護サービス	洪水
デイサービスきんぎょ	長洲 1325	・通所介護サービス	洪水
デイサービスセンター 心の花	長洲 2339-1	・通所介護サービス	洪水
デイサービス導楽	長洲 2818-3	・通所介護サービス	洪水
ひまわりの里	清源寺 3246	・特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム	洪水
がまだすサポートセンター	清源寺 775-3	・就労継続支援 A 型	洪水
そらいろのタネ	清源寺 3001-1	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	洪水
スローすてっぷ	長洲 2918	・多機能型放課後等デイサービス	洪水
バレイアプラス	清源寺 418-1	・多機能型放課後等デイサービス	洪水
長洲小学校	長洲 1776	・小学校 ・放課後児童クラブ	洪水
長洲しおかぜこども園	長洲 607	・教育、保育施設	洪水

第2節 風水害予防計画

風水害を予防するために必要な事業又は施設の整備について定める。

1. 治山、治水対策

雨水の流出状況及び土砂の水流への流入状況を把握し、円滑な排水を行うべく、町内河川の掘削、護岸等改修整備、砂防事業の促進を図る。

また、水防法（水防法第14条）に基づく洪水浸水想定区域内の、地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについては、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示を行う。

また、水防法（水防法第15条）に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

2. 道路、橋梁対策

風水害に備え、パトロールを強化し、道路・橋梁等の被害の防止、又は被害の誘因となるものは、これを排除する等常に維持補修につとめ予防に万全を期す。

（1）道路面の流水防止

流水により水没する道路のかさ上げや、側溝のしゅんせつ、水切りを良くし横断こう配の整正等路側を整備し、特に山間部からの流水に重点を置く。

町は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

（2）下水溝等の維持補修

側溝、暗きょ等への流木及びじんかい等の滞留を防止するとともに、のみ口を閉塞しないよう浚渫又は山間部からの流出土砂の堆積したものを除去する等常に機能の正常化に努める。

3. 農業関係対策事業

（1）農作物

① 農業用施設等の管理指導

② 倒伏、冠水等に関する対策並びに防除用農薬等備蓄及び器具の整備

- (2) 老朽化した農地、農業用施設（ため池、頭首工、水路、農道）の整備、補強を図る。
地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、優先的にハザードマップの作成・周知、耐震化を推進するものとする。

(3) 畜産

- ① 飼料の備蓄に関し、農家及び取扱団体等に対する指導
- ② 防疫用資材、緊急医薬品及び器具の整備

4. 上水道

上水道は、健康で快適な生活を支えるために必要不可欠なライフラインであり、生命、健康を守ることはもとより日常生活や産業活動の発展、地域経済活動の維持に欠くことのできない社会基盤として重要な役割を担っている。このため、災害による水道施設の損壊、断水等が発生した場合、住民生活等に重大な影響を及ぼすことになることから、長洲水道事業者は発災に備え、水道施設の耐震化・老朽化対策等の必要な措置を講じるものとする。

5. 下水道

下水道は、し尿・家庭雑排水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また河川等の公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源の有効利用をするなどその役割は多方面にわたっている。災害発生時にその機能が麻痺した場合、住民生活に与える影響は極めて大きいため、下水道管理者は発災に備えて、終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じるものとする。

なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

6. 学校施設

災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、町は、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。

また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。

(2) 学校施設の浸水対策

大規模な浸水被害を防止するため、受電設備、非常用電源等重要設備の高所設置、又は止水版の設置、嵩上げ等により、浸水被害の軽減及び早期の教育活動再開が図られるよう整備を推進する。

(3) 設備、備品の安全管理等

コンピューターをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難経路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

7. 危険区域の警戒巡視

危険区域の警戒については、担当消防機関及び各所管課において現地調査をする。特に6月から10月までの間は、現地検分を厳重に行い、警戒に万全を期す。

第3節 土砂災害等予防計画

地すべり、山くずれ等の災害予防のために、必要な事業及び施設の整備について定める。

1. 崖崩れ防止対策

宅地造成に伴う崖崩れ危険区域には、適時監視員をパトロールさせる。また梅雨期及び台風期には、消防団員を中心に特別パトロールを実施し、その状況を情報連絡員に連絡するとともに、必要に応じ地域住民に周知させ災害発生に備える。

降雨により崖崩れの危険が切迫していると認めるときは、町長は、その地域の住民に対し、警戒または避難の指示をする。

2. 急傾斜地崩壊危険区域の警戒避難体制

(1) 警戒等基準雨量

区 分	前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合	前日までの連続雨量が40 ～100mm あった場合	前日まで降雨がない場合
第1次警戒 体 制	当日の日雨量が50mm を超 えるとき	当日の日雨量が80mm を超 えるとき	当日の日雨量が100mm を 超えるとき
第2次警戒 体 制	当日の日雨量が50mm を超 え時雨量が30mm 程度の雨 が降り始めたとき	当日の日雨量が80mm を超 え時雨量が30mm 程度の雨 が降り始めたとき	当日の日雨量が100mm を 超え時雨量が30mm 程度の 雨が降り始めたとき

(2) 第1次警戒体制においては、消防団員が危険区域の警戒巡視を行い、情報連絡員との連絡を密にするとともに住民等に広報を実施する。

(3) 第2次警戒体制においては、住民等に対して避難準備を行なうよう広報するほか災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の措置を実施する。

3. 内水氾濫対策

近年の気候変動による集中豪雨の多発による雨水流出量の増大等により、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備を進めるものとする。

特に、排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるもので、指定している、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等においてこれを把握・管理できる設備や体制の整備を進めるものとする。

また、当該排水施設等については、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により雨水を排除できなくなった場合又は河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、それを公表するとともに一般住民へ周知することとする。

第4節 火災予防計画

町民の生命、財産を守るため、火災等による災害を未然に防止する計画であって、消防体制を強化し、科学的な予防施策を進め、防災知識の普及に努める。

1. 消防力の強化

- (1) 消防水利の定期的検査を行い、消防法（昭和23年法律第186号）に示す基準に従い、整備を行うとともに防火水槽及び消火栓の増強を図る。
- (2) 消防用機械器具は、火災発生に対応できるよう常に維持管理及び整備点検を行うとともに機械の充実を図る。
- (3) 消防団組織の整備及び消防体制の強化を図る。
- (4) 女性消防隊等の消防力組織の育成強化を図る。
- (5) 企業体における自衛消防体制の整備強化を指導する。

2. 火災予防査察の強化

消防法に基づき、有明広域行政事務組合消防本部（消防本部）が行う予防査察について次のとおり実施の推進を図る。

(1) 定期査察

年間査察計画の樹立にあたっては、有明広域行政事務組合消防本部（消防本部）と連絡を密にし管内の対象物を定期的に査察するよう依頼する。

(2) 特別査察

有明広域行政事務組合消防本部（消防本部）消防長又は消防署長が特に必要と認めた場合又は査察依頼があった場合には特別査察を実施するため、これに協力する。

(3) 警戒査察

火災警報中その他特に警戒を必要とする場合に、警戒査察を実施する。

(4) 住宅査察

住民の協力を得て、消防団幹部を中心に有明広域行政事務組合消防本部（消防本部）と協力して、一般住宅の防火診断を実施する。

3. 消防設備の整備推進

建築物に対する消火設備、警報設備、避難設備などの整備を推進する。

4. 火災予防運動の展開

- (1) 火災予防運動を春秋に実施する一方、必要に応じて行う。
- (2) 随時、町広報、有線放送、報道機関等により防火思想の普及を行う。
- (3) 時宜に応じて講習会、講演会、巡回等による一般啓発活動を行う。

5. 特殊建物火災予防の指導

公衆の集会場、多人数が勤務する場所、木造大建築物等に対しては、建築物内部の進入順路、人命救助の方法、消火方法等についてあらかじめ、万全の対策を講じるよう指導する。

6. 耐震、耐火構造の推進

火災による建築物の焼失は、大部分が木造であることに起因している。

そこで、特に密集地域においては、消防力の強化整備とあいまって建築物の不燃化及び耐震化を促進しなければ災害予防を期することはできない。

従って、老朽住宅等の建て替えに際しては、不燃組立住宅等防火建築物の建設を強力に推進する。

また、公共建物のうち、老朽による危険度の高い建物の新築にあたっては、耐震耐火建築物を建設するよう努める。

7. 森林火災の予防

火災の原因が落雷、噴火、摩擦熱等の天災は例外として、その殆どが人為的であり、発生場所が林野であるので、人に対する措置と林野に対する施設について考慮しなければならない。

防火施設は、火災の早期発見と適切な防火、消火の措置により、被害を最小限度に防止するもので、消火栓等の予防及び消火の施設の設置を計画的に推進する。

第5節 危険物災害予防計画

1. 危険物製造所等の現況

本町における消防法の規制対象となる危険物製造所等の現況は次のとおりである。

貯 蔵 所							取 扱 所				総 計
屋 外 貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タンク	屋内タ ン ク	地 下 タンク	移 動 タンク	小 計	給 油 取扱所	販 売 取扱所	一 般 取扱所	小 計	
4	24	13	1	11	10	63	14		23	37	100

2. 危険物貯蔵所等の予防措置

- (1) 危険物貯蔵所等の予防査察は年2回以上実施し、消防設備の維持管理及び変更などの届出を励行させる。
- (2) 実務に携わる危険物取扱主任者に対しては、県主管課、危険物協会等と共催して再教育を実施し、法令の遵守及び資質の向上を図る。
- (3) 少量危険物は、有明広域行政事務組合火災予防条例（昭和47年条例第20号）に、技術上の基準が規定されており、又届出の義務がある。

この届出の励行を図るとともに、危険物取扱の免状を取得するよう積極的に指導する。

- (4) プロパンガスは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律149号）により、経済産業省及び県の所管とされているが、一般家庭における普及と消費の増大は著しいものがあり、事故の発生も予想されるので、一般家庭及び販売店のプロパンガスを重点とした防火点検を実施する。

第6節 地震・津波災害予防計画

1. 防災意識の啓発対策

地震災害の防止については、平成19年10月より気象庁による緊急地震速報がテレビ放送等を通じて一般に提供されることとなった。

しかしながら、地震災害を大きくするものは火災、津波等の二次災害であるということにかんがみ、被害防止のため次の措置を講ずるものとし、住民の防災意識の向上に努める。

- (1) 防災知識の普及と避難体制の確立
- (2) 火災防止のための必要な措置
- (3) 海岸堤防、橋梁等公共施設の定期点検
- (4) 防災行政無線の活用等
- (5) エリアメール等緊急地震速報が対応する体制の構築

2. 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）は、地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合に強い揺れが予想される地域に対し気象庁本庁が発表する。地震発生直後、震源に近い観測点で観測された地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4以上が推定された地域を強い揺れが到達する前に知らせる警報である。

3. 大津波警報・津波警報・注意報

- (1) 大津波警報・津波警報・注意報は、津波による災害のおそれがあると予想される場合に気象庁が、気象業務法に基づき担当津波予報区域内の予報区に対して発表する。（平成25年8月30日から、大津波警報を「特別警報」に位置づけて運用）

① 大津波警報・津波警報

相当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

② 津波注意報

相当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

- (2) 津波警報・注意報の種類、発表基準、解説及び津波予報区（熊本県関係）は次のとおりである。

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞した場合に取るべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m<高さ≤1m	1m	(標記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りなどは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで安全な場所から離れない。

- 注) 1. 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

4. 避難対策

地区ごとに住民人口に応じた避難場所及び避難道路を設け、これを広報紙等によりあらかじめ地域住民に周知を図っておく、又、自動車交通の渋滞による避難道路の閉そく等避難の障害となるものの排除及び規制についての対策を図る。

避難の指示等が出された場合、町は、警察署、消防団等の協力を得て、地域又は行政区（町内会）単位にあらかじめ指定してある避難所等に誘導する。

5. 津波対策

東日本大震災の教訓を踏まえ、熊本県における津波に対する被害想定を勘案したうえで、本町でも住民避難体制等の津波防災対策の構築を図る。

なお、被害想定に当たっては、津波の原因となる地震等に関する調査が必要なことからこの対策については暫定的に、東日本大震災における津波被害の状況等を勘案して策定する。

- (1) 標高や揺れやすさ、浸水想定等を記載した防災マップにより、住民の津波に対する知識普及を図る。
- (2) 沿岸地域を中心とした、海拔表示板の設置。
- (3) 津波警報等を知覚した場合の迅速かつ的確な避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を総称する）を一斉に発信できるデジタル防災行政無線を活用し、エリアメール及び長洲町防災メールとの併用で情報発信の確実性及び多重化を図る。

(4) 津波発生時における消防団員の安全確保対策については、東日本大震災において活動中に多数の犠牲者が生じたことから、津波到達予想時刻を基に、出動及び退避に要する時間、安全時間を踏まえ、活動可能時間を設定。経過した場合は直ちに退避させる。ただし、活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合、分団長等は、直ちに団員を退避させる。

また、安全管理マニュアルを策定し、消防団員の安全確保を図る。

6. 津波に強いまちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すよう努めるものとする。

令和7年8月8日に津波災害警戒区域の指定を受けたことから、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるよう努めるものとする。

津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるよう努めるものとする。

また、町地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

また、県と協力し、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組を進めるものとし、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

(2) 避難関連施設の整備

指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

また、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段の整備及びその周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るものとする。また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

第7節 海上災害予防計画

海上における災害を防止するため、三池海上保安部をはじめ実勢力のある国の機関、県及びその機関、市町村及びその機関、その他災害防止活動について実勢力を有する公的機関及び民間防災機関並びに関係企業等により体制を確立するものとする。

1. 関係機関の協力体制の確立と情報収集・伝達体制の整備

海上における災害に備え、町及び三池海上保安部は緊急時に各機関が協力できるよう、資機材及びその数量をあらかじめ把握しておくとともに、各関係機関と緊密な協力体制を確立しておくものとする。

2. 資機材の整備

各関係機関は防災資機材の備蓄整備に努める。

3. 災害防止の指導啓発

三池海上保安部をはじめ各関係機関は船舶等関係者並びに一般に対して安全運航、危険物取扱に関する心得等について注意を喚起するとともに、各種海難防止運動を通じ、これら予防知識の普及徹底を図る。

4. 海上防災の研修及び訓練

町をはじめ三池海上保安部、県、その他の関係各機関は、沿岸住民の生命財産及び生活権等に多大の災害を及ぼすおそれのある海上災害を想定し、防災上の責務の認識、防災技術の習得、相互協力の実効等を目的とした防災教育及び防災訓練を実施する。

5. 排出油等の処理

町をはじめ三池海上保安部、県、その他の関係各機関は、排出油の回収、その保管及び処理が適正に行われるよう、その方法等を確立しておくものとする。

6. 有明海排出油等防除等協議会

有明海沿岸海域及びその周辺海域において、油等の海上流出等の海上事故が発生した場合における防災対策に備え、国・県・沿岸市町村、関係機関、団体及び事業所を構成員とする有明海排出油等防除協議会が設置されており、海上災害への対応のため、関係機関の連携の強化を図るものとする。

第8節 災害通信整備計画

予警報の伝達、情報の収集を的確に行い、災害応急対策を円滑に進めるには、通信の確保が重要であり、また有事に際し、その機能が有効適切に発揮できるよう通信施設の運用を整備する。

1. 防災無線設備の整備

- (1) 平成 25 年度に運用を開始した防災行政無線を活用し、迅速的確に住民に周知できる方法により実施する。

なお、災害時要援護者や一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じる。

- ① 防災行政無線
- ② 携帯電話メールサービス
- ③ 広報車及び消防車両
- ④ 報道機関を通じての伝達周知

- (2) 本部長（町長）が避難指示等を発令するときは、次の事項を明確にして、住民に対して伝達するものとする。

- ① 要避難対策地域
- ② 避難指示等
- ③ 避難先
- ④ 避難理由
- ⑤ 避難時の注意事項

2. 有線放送電話

予警報の伝達等、非常時の一斉放送のための緊急措置が講ぜられるよう有線放送設置区長、熊本北部漁業協同組合代表理事組合長と事前に協議し、防災業務に利用できるよう強化を図る。

3. 民間無線の利用

アマチュア無線等民間無線について、災害応急対策、情報収集等、災害時における運用について日ごろから協力体制の強化を図る。

4. 通信設備

災害時の情報通信手段について、平時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。

- (1) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。
- (2) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

- (3) 画像等の大容量データの通信を可能とするため、ネットワークのデジタル化を推進する。
- (4) 非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術に基づいた耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。
- (5) 平時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練を実施する。
- (6) 携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信等による移動通信系の活用体制について整備する。
- (7) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟し、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。
- (8) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。
- (9) 情報通信手段の施設については、平時より管理・運用体制を構築する。

第9節 気象観測施設等整備計画

本町における気象観測施設の概要は次のとおりである。

種別 所属	所在地 (経緯度)	保有観測 器	観測種目	測定責任者	備考
熊本県	大字長洲(長洲港)	水防 テレメータ	潮位・風向 風速	熊本県 河川課	熊本県統合型 防災情報システム
熊本県	浦川 大字長洲	水位計	河川水位	熊本県 河川課	熊本県統合型 防災情報システム
熊本県	行末川 大字腹赤字塘下 1641-2	水位計	河川水位	熊本県 河川課	熊本県統合型 防災情報システム
熊本県	大字永塩	雨量計	雨量	熊本県 砂防課	熊本県統合型 防災情報システム
熊本県	大字長洲 2766	震度計	震度	長洲町	役場
長洲町	大字姫ヶ浦 2	雨量計 風速計	雨量 風向・風速	長洲町	浄化センター

第10節 地域防災力強化計画

町は町民に対し、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、町民に対して自助・共助に関する啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーの育成を図るとともに、町は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

1. 自助

町民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

(1) 平時の取組み

① 知識等の取得

- ・過去の災害の発生状況
- ・気象予報警報等の種別と対策
- ・防災訓練等への参加

② 事前の確認

- ・命を守る「マイタイムライン」の作成
- ・自宅周辺のハザード
- ・避難するタイミング
- ・避難場所及び避難方法（指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、災害危険箇所）
- ・家族等との連絡方法や集合方法
- ・就寝場所の安全確認
- ・災害情報の入手方法
- ・近隣の井戸の位置等の確認
- ・自家用車も含めた事前避難先の確保

③ 事前の備え

- ・自然災害に備えた適切な保険・共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
- ・防災メールサービスへの登録
- ・最低3日分（推奨11週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄（日常備蓄※を含む。）

※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する

方法

- ・非常持出品（非常食品、マイナンバーカード、おくすり手帳（コピーでも可）、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備

※薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持出品を準備する。

2. 共助

町民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

（1） 平時の活動

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 地域一体となった防災訓練の実施
 - ア 避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - イ 被害状況（地域住民の安否確認を含む。）の把握、本町への情報伝達訓練
 - ウ 避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - エ 避難所の運営訓練
 - オ 消火訓練等
- ③ 情報の収集伝達体制の整備
- ④ 火気使用設備器具等の点検
- ⑤ 防災用資器材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- ⑥ 危険箇所の点検・情報共有
 - ア 地域の見廻り
 - イ 地域防災マップの作成
 - ウ 避難行動要支援者の把握
 - エ 地域内にある他組織との連携促進

（2） 災害時の活動

- ① 地域内の被害状況等の情報収集・市町村への伝達
- ② 出火防止・初期消火の実施
- ③ 地域内における避難指示等の情報伝達
- ④ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- ⑤ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- ⑥ 救出・救護活動への協力
- ⑦ 避難所の運営
- ⑧ 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ⑨ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

第11節 防災知識普及計画

災害による被災を最小限に食い止めるためには、町・防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人一人が日頃から災害についての認識を高め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の組織を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

1. 町職員に対する防災教育

町は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の防災に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるよう、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

なお、町は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

(1) 防災教育の内容

- ① 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- ④ 過去の主な被害事例や過去の災害対応の教訓
- ⑤ 防災関係法令の運用
- ⑥ 防災システムの操作方法
- ⑦ その他必要な事項

(2) 防災教育の方法

- ① 講演会、研修会等の実施
- ② 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ③ 見学、現地調査等の実施
- ④ 防災訓練の実施

2. 住民に対する防災知識の普及

町及び各防災機関は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

(1) 普及の内容

- ① 長洲町地域防災計画の概要

② 災害予防及び応急措置の概要

- ア 火災予防の心得
- イ 災害発生時の心得
- ウ 気象予警報等の種別と対策
- エ 災害危険箇所の認識
- オ 台風襲来時の家屋の保全方法
- カ 3日分（推奨1週間）の食料（食物アレルギー対応食品等含む）、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- キ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証（コピーでも可）等）の準備
- ク 自動車へのこまめな満タン給油
- ケ 住宅・屋内の点検（住宅の耐震性、ブロック塀等、補強家具の転倒防止等）
- コ 避難先と避難方法
- サ 家族間等による安否の確認方法（災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等）
- シ 夕方明るいうちからの予防的避難
- ス 避難所生活のマナーとルール

（2）普及の方法

① 社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人（女性）防火クラブ等の活動、自主防災組織、防災士会、PTA、成人学級、社会学級、婦人団体等の会合、各種研修会、講習会、幼年消防大会等の機会を活用する。

② 各種媒体を利用した普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

- ア 県、町の広報媒体利用
- イ パブリシティ活用の展開
- ウ 映画、ビデオ、スライドの利用
- エ 広報車の巡回
- オ 講演会、研修会等の開催
- カ ハザードマップ、防災マップの作成及び配布、公開

③ 防災訓練における普及

講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深め、住民に対して各種訓練の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災

教育や避難訓練を実施する必要がある。

3. 学校教育における防災知識の普及

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、学校行事や学級活動を中心に各教科等教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

- ① 災害時の身体の安全確保の方法
- ② 災害時の助け合いの重要性
- ③ 地震等災害発生のしくみ
- ④ 防災対策の現状
- ⑤ 地震等を想定した避難訓練の実施

(2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、災害時の保護者等への児童の引き渡し方法などを検討し、指導者の防災に対する知識の強化を図るものとする。

(3) 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

4. 防災上必要な施設の管理者等への指導

町及び防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者に対し、次の内容を中心に防災教育を実施し、その資質の向上を図るものとする。特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

- (1) 避難誘導等防災体制の整備
- (2) 災害の特性及び過去の主な被害事例
- (3) 地震災害に関する防災対策研修等の実施
- (4) 防災業務従事者の安全確保
- (5) 危険物施設等の位置、構造及び施設の保安全管理
- (6) 出火防止、初期消火等の任務分担

5. 外国人に対する防災知識の普及

町及び各防災関係機関は、日本語を母国語としない在留外国人のために、言葉の違い等に配慮して、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配付を行うなど防災知識の普及に努めるものとする。

第12節 自主防災組織育成計画

本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し、大規模な地震等の災害に備えるものである。

大規模な災害が発生した場合、平成27年度より全37行政区にて設立・運営されている自主防災組織が有効に活動出来るよう育成強化を図る。

1. 組織の育成

- (1) 地域住民等による自主的な防災組織の育成を図る。
- (2) 町内会等の防災意識の高揚を図るため、消防団OBや防災士等を中心にし、住民の共同作業、リーダーの育成強化等の指導を行う。

2. 防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容はおおむね次のとおりとする。

(1) 平時の活動

- ① 防災知識の普及
- ② 地域一体となった防災訓練の実施
- ③ 情報の収集伝達体制の整備
- ④ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- ⑤ 危険個所の点検・情報共有
- ⑥ 避難行動要支援者の把握
- ⑦ 避難所や災害対応における男女共同参画の推進
- ⑧ 避難所における感染症対策の平時からの検討実施
- ⑨ 外国人への防災組織の普及促進

(2) 災害時の活動

- ① 地域内の被害状況等の情報収集及び町への伝達
- ② 初期消火等の災害活動
- ③ 地域内における避難勧告・指示等避難指示等の情報伝達
- ④ 地域住民に対する安否確認及び避難誘導
- ⑤ 救出・救護の実施及び協力
- ⑥ 避難所の運営協力
- ⑦ 災害時における円滑な応急仮設住宅の供与の推進
- ⑧ 災害時の広域的な避難への直接協議や平時からの役割分担

3. 防災組織の連携

日常的な通報体制の確立など地区内の他の防災組織との連携強化を図る。

第13節 防災訓練計画

地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、各災害を想定した定期的な防災訓練の実施に努めるものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

1. 非常招集訓練

災害の発生もしくは発生のおそれがある場合、特に勤務時間外において迅速に配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び通信連絡についての訓練。

2. 水防訓練

水防法第32条の2の規定により、水防管理団体である町が消防団及び関係機関の協力を得て行う、水害に備えた水防箇所の点検、土のう積み等の訓練。

3. 消防訓練

第3章第9節消防計画に基づいた訓練。

4. 避難訓練

洪水や土砂災害、地震・津波災害等を予想して、消防団、警察、自主防災組織、その他関係機関団体と協力して行う、迅速な避難を目的とした訓練。

5. 救助・救護訓練

災害時の人命救助を円滑に実施するため関係機関の協力を得て行う、通報、救出、炊き出し、医療救護、物資輸送等の訓練。

6. 通信連絡訓練

気象予警報の伝達、災害現場から本部への情報連絡、その他の通信連絡を確実に行うための、電話、無線、メール等による通信連絡の訓練。

7. 輸送訓練

風水害等に際し、その応急対策のため、被災者、救助隊員、物資等を緊急かつ円滑に輸送するための訓練。

8. 総合訓練

災害応急対策の完全なる遂行を図るため、町、消防団、自主防災組織その他関係機関

団体が緊密な連携をとり行う、総合的な訓練。

9. 図上訓練

災害対応に係る機関、団体や地域住民の防災意識の高揚を図るため、災害時の危険個所の把握や避難経路の確認、さらには災害時の行動計画の検討を行うための、地図を利用した想定訓練。

第14節 避難収容計画

1. 避難場所、避難路の整備及び選定

(1) 緊急避難場所及び避難所

① 広域避難場所（都市計画公園等）の整備計画

大規模災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、特に市街地の大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所（都市計画公園等）の整備を計画するものとする。

② 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害種別に応じて、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全を確保される指定緊急避難所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民の周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地する災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力を得て近隣市町村に設けるよう、体制を整備するものとする。

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設であっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、感染症対策について、患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と福祉保健介護担当部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係機関部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定緊急避難場所については、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

(2) 避難路

① 避難路の整備計画

指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

② 災害発生時に安全な避難路の選定

指定緊急避難場所の指定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備し、住民誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

特に、津波による危険が予想される地域については、津波に対する避難路の選定、整備に配慮するものとする。

(3) 避難所の環境整備等

指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、非常用電源、ガス設備、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や、必要に応じた指定避難所の電力容量の拡大に努める。また、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、要配慮者に配慮した備品等の被災時のみに使用する備品等については、予め導入するための計画を策定するものとする。

また、必要に応じ、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

加えて、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、マスク、消毒薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

さらに、発災後にトイレ・キッチン・ベッド（TKB）関係資機材を迅速かつ効果的に活用できるよう、企業や協定団体との協定締結を進めるなど、避難所の環境改善に努めるものとする。

2. 避難指示等の発令の判断基準の整理

避難指示等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の基準及び災害種別・タイミングごとの対象地域を定めておくものとする。

そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象地域の住民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」（令和8年3月）を参考にマニュアル

を整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。特に、令和7年8月豪雨では避難所開設判断や半日前の線状降水帯発生予測情報への対応ルールが未策定となっていたため体制整備に努めるものとする。

また、平時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。

深夜の豪雨など、避難困難な状況下での避難指示等のあり方について、調査・研究するものとする。

また、避難指示等の発令を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

3. 避難誘導の事前措置

(1) 指定緊急避難場所等の周知徹底

大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底にあたって、防災マップ・浸水ハザードマップの作成、案内標識、誘導灯の設置、講習会等を行うものとする。

- ① 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所
- ② 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- ③ 避難の勧告又は指示の伝達方法
- ④ 避難後の心構え

(2) 情報伝達手段の整備

防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、IP通信網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築を図る。

また、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めるものとする。

さらに、スマートフォンやSNS等の多様な情報伝達ツールを積極的に活用し、平時から住民への情報提供・周知を強化することで、災害時における迅速かつ確実な情報伝達体制の構築を推進するものとする。

(3) 広域避難及び被災者の運送

大規模災害発生時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(4) 多数の者が出入りする施設における対策

病院、工場、事業所、駅等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該

施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、町長、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

(5) 児童生徒等の対策

学校等が保護者等との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、町及び県の相互連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

4. 速やかな避難所開設のための体制構築

複数開設者の事前指定や施設開設者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。

5. 避難所運営マニュアル等の作成等

災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行などの多様な視点に配慮し、良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換に努め、必要に応じて避難所運営マニュアルの見直しを行うこととする。

また、体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等の作製に努め、関係者への周知を図るものとする。

また、消防団のほか、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うものとする。

また、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等を町民へ普及させることとする。

6. 避難所における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について性差が生じないよう庁内及び避難所等における連絡調整を行えるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

7. 避難所におけるボランティアの受入れ

避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。

8. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の

支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策を予め整理しておくものとする。

9. 応急仮設住宅建設予定場所の選定

周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第15節 避難行動要支援者等支援計画

避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策は、本計画の定めるところによる。

避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

1. 避難行動要支援者等支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者の把握等

災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、長洲町地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置（以下「避難支援等」という。）について定めるものとする。

(2) 避難行動要支援者の名簿作成

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、地域の支援者や関係各課が収集した情報を基に、定期的に更新する。

なお、災害規模によって機能が著しく低下することを見据えて、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築する。

(3) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次のとおりとする。

- ① 要介護3以上の認定を受けている者
- ② 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に規定する介護給付のサービス及び生活地域支援事業を受けている者
- ③ 本人等より申し出があった妊産婦の者
- ④ その他、地域の中で見守りが必要な一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯及びこれらに準ずる世帯の者

(4) 避難支援等関係者への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会（行政区）の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者の同意を得た上で、名簿情報を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。

また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配

慮するものとする。

さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（５）避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

① 支援者等の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者の他、近隣住民の積極的な協力が必要であり、自助、地域（近隣）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む。）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

② 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、町は、避難支援者、自主防災組織、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい相談員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報収集方法などについて共通認識を持つておくものとする。

また町は、防災と福祉の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

③ 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者を中心とした近隣ネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要であるので、避難支援計画を作成し、地域住民に繰り返し説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日頃から地域づくりを進めていくことが必要である。このため、町や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築す

ることを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアと連携するなど避難支援等関係者を拡大するための取組みを行っていくよう努めるものとする。

さらに、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、福祉避難所を活用した予防的避難などの普及啓発を図るものとする。

④ 安否確認の体制づくり

災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日ごろから社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体（障がい者団体、患者団体、老人クラブ等）等と連携を図るなど、安否確認の体制を整備するものとする。

(6) 福祉避難所を含めた避難所の確保

町及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また町は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

また、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとする。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、町は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練の実施に努めるものとする。

また、要配慮者の避難に対する支援を円滑に実施するため、あらかじめ、旅館、ホテル等と災害時における宿泊施設等の提供に関する協定を締結するなど、必要な取組みを行うものとする。

(7) 物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレットペーパーなどの生活必需品、衛生用品、仮設トイレ等の備蓄に努めるものとする。

また、高齢者、乳幼児、女性等避難行動要支援者に配慮し、紙おむつや生理用品等を備蓄するとともに、食料については、お粥や乳幼児の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の備蓄に努めるなど、要配慮者の利用に配慮するものとする。

(8) 避難行動要支援者の支援を実施する避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。

2. 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策

(1) 避難支援計画の策定

前述の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、長洲町防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分を含め、長洲町防災計画の下位計画として全体計画の策定に努めるものとする。

また、長洲町防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、電話番号その他の連絡先、避難支援等を要する事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに一人一人の避難行動要支援者に対して複数の支援者を定める等、具体的な避難支援計画（個別計画）の策定に努めるものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。

さらに、策定された避難支援計画については、避難訓練等を通じて、定期的に確認を行い、必要に応じて見直すものとする。

なお、避難支援計画は、町の避難行動要支援者全体に係る全体計画と避難行動要支援者一人一人に対する個別計画で構成されるものであり、作成に当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府策定）を参考とするものとする。

(2) 避難行動要支援者支援班の設置

避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」の設置に努めるものとする。

避難行動要支援者支援班は、平時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

(3) 避難行動要支援者情報の取扱い

消防本部、消防団、警察、自主防災組織、避難支援者等の第三者への避難行動要支援者情報の提供には、個人情報保護の観点から、避難行動要支援者名簿情報漏えいの防止等に必要な措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- ② 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- ③ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重な保管を行うよう指導するものとする。
- ④ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体の場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

なお、登録情報の共有の方法として、上記関係団体等で構成する避難行動要支援者対策会議（仮称）等の設置が考えられる。

第16節 災害ボランティア計画

大規模又は甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人一人に対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等が支えあう仕組みづくりを進めていくことが重要である。

災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、ボランティアの関係団体等と日頃から連携を図るとともに体制の整備を図る。

1. 地域福祉の推進

災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握及び災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平時から、長洲町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）、住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人及び企業と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力のあり方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。

また、町や町社協は、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、駐在員会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会を積極的に取り入れるようにする。

さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組みを進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平時からの連携につとめなければならない。

町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

2. 関係機関との協働体制の構築

町や町社協は、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等をおとして各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

さらに、広域災害も視野に入れ、他市町村社協との連携が円滑になされるよう、平時から町社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

また、町は被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る社会福祉協議会、

NPO 等関係機関との間の連絡体制を構築する他、地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進め、災害廃棄物の撤去等に係るボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

3. 災害ボランティアセンター

町及び町社協は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、平成27年3月26日に締結した「長洲町と長洲町社協の災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書」に基づき関係機関とあらかじめ協議し災害ボランティアセンターの設置場所を定めておくものとする。

町社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努めるものとする。

なお、広域単位での設置の場合も考慮して、事前に近隣市町や同社協等との協力体制も構築しておくものとする。

また、役割と運営に関することについては、次のとおりとする。

(1) 役割と機能

- ① 町や県センターとの連携調整
- ② 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- ③ 活動用資機材の調達
- ④ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- ⑤ ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- ⑥ ボランティアの受入
- ⑦ ボランティア希望者の配置等
- ⑧ 救援物資の仕分け、配布
- ⑨ 現地での支援活動
- ⑩ ボランティアの健康管理
- ⑪ その他災害規模等により必要な活動

(2) 運営体制等

地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とする NPO 等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制をとる。

なお、センターの開所にあたっては、被災地の住民組織、関係機関、団体などと慎重に合意形成を図りながら、判断するとともに、必要に応じて町社会福祉協議会等にその活動を引き継ぐものとする。

第17節 防災関係等における業務継続計画

町及び防災関係機関は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- （１） 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- （２） 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の選定
- （３） 電気、水、食料等の確保
- （４） 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- （５） 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第18節 受援計画

1. 受援計画の策定

災害の規模等に応じて他の自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

受援計画の策定に当たっては、次の事項について定めておくものとする。

(1) 総括

- ① 応援要請の手順
- ② 受援体制
- ③ 応援の人的・物的資源の管理体制

(2) 人的支援

- ① 受援対象業務の整理
防災行動計画（タイムライン）による受援対象業務の全体像の整理
- ② 受援体制の整備
町内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定
- ③ 応援職員の活動環境の確保

(3) 物的支援

- ① 調達先の確認・確保、要請手順
- ② 受入拠点の確保
- ③ 受入に必要な人員・資機材の確保等受入体制

2. 応援団体との連携

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

長洲町だけでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、自治体間の相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を想定し、遠方に所在する自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

平時から民間の企業やボランティア団体等を含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、訓練結果を踏まえ、災害対応業務の実効性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

第19節 公共施設等災害予防計画

生活に密着した公共施設等が被災した場合、町民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化を図る。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて情報を収集し、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、災害時において災害対応の拠点となることが想定される施設については、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

1. 下水道

下水道の機能が麻痺した場合、町民の生活に与える影響は極めて大きいため、下水道管理者は、発災に備えて終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、管きょ、処理場、ポンプ場の耐災性の向上を図り、非常用発電装置の準備やその他所要の発災防止措置など、災害に対して必要な対策を講ずるものとする。

また、全ての施設について短期間に必要な耐災性を確保することは困難なため、施設が損傷した場合にも最低限の処理が行えるよう、システム面での応急対策を加味した施設計画を策定するとともに、下水道機能の維持及び被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能の復旧のため、下水道事業継続計画（BCP）を策定し、災害時に必要な人員や、資機材の支援を受けるための体制の整備を図るものとする。

2. 学校施設

災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、校舎等の耐震性を確保するとともに、非構造部材については落下防止等の対策を講ずる。

また、コンピューターをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

3. 社会福祉施設

町は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や、災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。

4. 医療施設

町は、医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- (2) 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

5. 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、災害に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間を配慮するものとする。

第20節 原子力災害予防計画

1. 計画の背景等

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては、熊本県内へ影響を及ぼす可能性があるとして、原子力災害対策計画が策定された。

これらの状況を踏まえ、長洲町においても今後の国や県の計画の内容や見直しの状況を注視しつつ、原子力災害対策に関する計画の策定を検討する。

2. 予防計画

町は、原子力災害応急対策が迅速に実施できるよう、情報の収集・連絡体制の整備、住民避難体制の整備、町民への知識の普及・啓発、防護資材の確保等を地域防災計画に準じて対応を行う。

3. 住民等への情報伝達体制の整備

町は、原子力発電所事故等における町民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて町民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

また、テレビ、ラジオのほか、防災行政無線、インターネット等々の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

第3章

災害応急対策計画

第 1 節 組織計画

組織計画は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における災害応急対策を実施するための組織及び編成である。

1. 町防災会議

災害対策基本法及び長洲町防災会議条例(昭和37年条例第48号)の規定に基づき、長洲町防災会議の組織及び所掌事務は次のとおりとする。

(1) 組織

会 長	町 長
委 員	(1) 熊本県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 (2) 熊本県警察の警察官のうちから町長が任命する者 (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 (4) 教育長 (5) 有明広域行政事務組合荒尾消防署長及び消防団長 (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 (8) 前各号に掲げる者のほか、防災に関し必要と認める公共的団体の代表者等のうちから町長が任命する者

(2) 所掌事務

長洲町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。

長洲町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集する。

その他法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

2. 長洲町災害対策本部

本町の地域において災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合に、町長を本部長として役場庁舎内に長洲町災害対策本部を設置し、迅速かつ的確に災害予防及び災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部の設置または廃止

設置及び廃止の基準

災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、おおむね次の基準により設置及び廃止するものとする。

設置基準	・町内で震度5弱以上の地震が発生した場合（自動設置） ・暴風、大雨、氾濫、土砂災害、高潮の特別警報、津波警報及び大津波警報が発表された場合（自動設置） ・大規模な災害の発生が予想されるとき ・警報発表の有無にかかわらず災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき ・その他災害救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき
廃止基準	・災害発生の恐れが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。

設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは公表するとともに、県、警察署長、消防機関長、隣接市町に通報するものとする。

(2) 災害対策本部長の職務代理者

本部長に事故があった場合は、副町長、危機管理対策室長の順位で指揮を執る。

(3) 設置場所

本部は役場庁舎内に設置する。

ただし、災害等により庁舎が使用不可能となった場合は、**長洲町多世代交流施設「にじいろはうす」**に本部を設置する。

(4) 災害対策本部の任務

災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。

災害対策の連絡調整に関すること。

水防、その他災害の応急対策に関すること。

災害救助その他の民生安定に関すること。

施設及び設備の応急の復旧に関すること。

その他、災害の発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

(5) 災害対策本部の組織及び分掌事務

組織

災害対策本部の組織編成は、次のとおりとする。

長洲町災害対策本部組織並びに編成表

本 部 会 議		本 部 室		
本部長	町 長	室長	危機管理対策室長	総務対策部 広報対策部
副本部長	副町長	次長	総務課長	
本部員	教育長	室員	まちづくり課長 議会事務局長 会計管理者	
	危機管理対策室長	次長	建設課長	建設対策部
	総務課長	室員	健康づくり課長 福祉介護課長 子育て支援課長	福祉対策部
	建設課長		税務課長 住民環境課長	
	農林水産課長		まちづくり課長 農林水産課長	経済対策部
	まちづくり課長		上下水道課長	
	健康づくり課長		教育長 学校教育課長 生涯学習課長	文教対策部
	福祉介護課長			
	子育て支援課長			
	住民環境課長			
	税務課長			
	会計管理者			
	学校教育課長			
	生涯学習課長			
	議会事務局長			
	上下水道課長			
	消防団長			
	消防長			
その他町職員（必要に応じ本部長が指名する者）				

災害対策部の分掌事務

各対策部、班の任務分担及び所掌事務は、次のとおりである。

対策部名	班名	分掌事務
総務対策部	総務班 (総務課) (監査委員事務局) (議会事務局)	1. 対策本部に関する事項 2. 職員の動員に関する事項 3. 職員の派遣に関する事項 4. 国、県、他の市町村、指定地方公共機関等との連絡調整及び各種要請に関する事項 5. 各班及び関係機関との連絡調整に関する事項 6. 災害対策総員の取りまとめに関する事項 7. 自衛隊等の派遣要請に関する事項 8. 災害日誌及び災害記録に関する事項 9. 各機関からの災害情報及び安否情報の収集、取りまとめ及び報告に関する事項 10. 総務班及び広報班及びその他から収集された災害情報の統括に関する事項 11. 消防団に関する事項 12. 防災行政無線に関する事項 13. 交通対策に関する事項 14. 災害に係わる町議会に関する事項 15. 避難所の設置に関する事項 16. 他対策部に属さない事項並びに特に本部長の指示する事項
	経理班 (総務課) (会計室)	1. 災害対策経費の取りまとめに関する事項 2. 災害対策措置の予算措置に関する事項 3. 災害救助基金等の出納に関する事項 4. 応急対策物品の購入、出納に関する事項 5. 義援金、見舞金品の保管に関する事項 6. 避難施設の管理運営体制(町民研修センター)の整備に関する事項 7. 会計室の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	広報情報班 (まちづくり課) (ICT推進室)	1. 住民への広報に関する事項 2. 住民からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事項 3. 災害写真全般に関する事項 4. 気象情報、予警報の記録伝達に関する事項 5. 公共交通機関の運行情報に関する事項

福祉対策部	福祉班 (健康づくり課) (福祉介護課) (子育て支援課)	1. 災害救助法に基づく諸対策に関する事項 2. 避難行動要支援者の災害応急対策に関する事項 3. 義援金品、見舞金品等の受付配分に関する事項 4. 避難者の健康管理に関する事項 5. 災害ボランティアに関する社会福祉協議会との連絡調整に関する事項 6. 救助状況の報告に関する事項 7. 災害時の応急医療に関する事項 8. 医薬品衛生材料の調達並びに供給に関する事項 9. 医療関係者の動員に関する事項 10. 救護並びに傷病者の移送に関する事項 11. 応急食糧の確保及び調達に関する事項 12. 防災要員に対する炊き出しに関する事項 13. 避難施設の管理運営体制(にじいろはうす)の整備に関する事項 14. 避難所の設置運営に関する事項 15. 福祉保健介護課、子育て支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
生活対策部	税務班 (税務課)	1. 災害に係る町税の減免に関する事項 2. 固定資産の被害状況実態調査に関する事項 3. リ災証明に関する事項 4. 税務課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	環境衛生班 (住民環境課)	1. 安否情報に関する事項 2. 総合案内窓口の設置に関する事項 3. 防疫に関する事項 4. 災害ゴミ及び処理に関する事項 5. 避難所の衛生に関する事項 6. 人命救助及び防疫対策の立案に関する事項 7. 廃棄物処理に関する事項 8. し尿処理体制の整備に関する事項 9. 死体の処理及び埋葬・火葬の体制の整備に関する事項 10. 住民環境課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項

経 済 対 策 部	農林水産班 (農林水産課) (農業委員会)	1. 被害農作物の病虫害の防除に関する事項 2. 農地、農業用施設等の災害予防及び被害調査並びに災害応急対策に関する事項 3. 農林水産課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 4. 被害者に対する融資の斡旋に関する事項 5. 農業委員会の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 6. 災害時の応急食糧の確保及び調達に関する事項 7. 災害時使用のための漁港の使用に関する事項
	商工班 (まちづくり課)	1. 救助物資の斡旋に関する事項 2. 商工水産業の被害状況調査に関する事項 3. まちづくり課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
建 設 対 策 部	土木班 (建設課)	1. 土木建設用機械等の調達並びに運用に関する事項 2. 交通途絶時の迂回路の設定に関する事項 3. 河川の水位、雨量等の情報収集及び水防法に基づく諸対策に関する事項 4. 土木施設の災害応急措置に関する事項 5. 港湾海岸保全の災害予防及び災害応急対策に関する事項 6. 道路の被害状況調査に関する事項
	管理班 (建設課)	1. 避難生活者の住宅計画の整備に関する事項 2. 公園施設の災害予防及び災害応急対策に関する事項 3. 避難住民輸送のための長洲港の使用に関する事項 4. 建設課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
上 下 水 道 対 策 部	上下水道班 (上下水道課)	1. 災害時の飲料水確保及び供給に関する事項 2. 避災地域における応急給水活動に関する事項 3. 水道施設の応急対策に関する事項 4. 下水道施設の応急対策に関する事項 5. 上下水道課の分掌事務に係る災害予防及び災害復旧対策に関する事項 6. 他対策部への応援に関する事項

文教対策部	学校教育班 (学校教育課)	1. 教育施設等の復旧に関する事項 2. 児童生徒の応急教育対策に関する事項 3. 児童生徒の安全避難対策に関する事項 4. 避難施設の管理運営体制(各学校)の整備に関する事項 5. 教育委員会の分掌事務に係る災害予防及び災害復旧対策に関する事項
	生涯学習班 (生涯学習課)	1. 避難施設の管理運営体制(中央公民館等)の整備に関する事項 2. 社会教育関係団体に関する事項 3. 教育委員会の分掌事務に係る災害予防及び災害復旧対策に関する事項

本部会議

本部長は、町災害対策本部の運営及び災害対策の推進に関し、協議するため災害対策本部を設置したとき及びその後必要のつど本部会議を招集する。

本部会議の協議事項はおおむね次のとおりとする。

- ア 本部体制の配備及び廃止に関すること。
- イ 重要な災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策の基本方針に関すること。
- ウ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- エ 災害対策の重要な連絡または総合調整に関すること。

本部室の設置

ア 本部室の設置

町災害対策本部が設置されたときは、本部会議の庶務、本部の統括的業務を処理するため、本部室を置く。本部室は本部長が別に定める場所に設けその運営管理は、総務班が担当する。

イ 本部連絡員の配備

各部長は、災害の種類に応じて本部連絡員を指名し、本部室に出向させ災害情報の把握整理、各部班に対する連絡、通報、部外防災関係機関との連絡調整等の活動にあたらせる。

(6) 関係機関との連携

大規模な災害が発生した場合、必要に応じ、熊本県災害対策本部、熊本県現地災害対策本部、熊本県地方災害対策本部、市町村災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、防災関係機関及び学識経験者の参加を求めるものとする。

(7) 災害対策本部室等のスペース確保

国、県、防災機関等からの連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保しておくものとする。

第2節 動員配置計画

災害が発生するおそれ、又は発生した場合における職員の配置体制、配置方法及び応援等について定め応急措置等の円滑な実施を期待する。

1. 業務継続性の確保

大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、第2章第17節に定めている業務継続計画により、業務継続性の確保を図るものとする。

2. 職員配置体制の整備

(1) 職員への周知徹底

災害発生のおそれ、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の一部又は全部が直ちに応急措置に従事し、活動されるようにあらかじめ体制を定め所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

(2) 速やかな登庁体制の確保

大規模な災害発生時において、配置体制を伝達するいとまがない場合などが考えられる中で、職員は速やかに自ら得た災害情報に基づき登庁し、災害対策本部事務局を中心とした各々の対策部での活動に移る。

また、防災メールや熊本県防災情報メールサービスを、事前に各個人が所有する携帯電話に登録し災害情報の収集に努めるとともに、各部署で定められたマニュアルに基づいた配備体制を十分に把握しておく。

3. 職員の配置基準（風水害時）

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合における町職員の配置は、おおむね次の基準により行うものとする。

(1) 災害対策本部設置前の配置体制

災害対策本部設置前の職員の配置体制については、危機管理対策室長が災害発生のおそれのある注意報または警報を受けたとき、必要に応じて関係課長を招集し、情報を検討して、待機職員の指示その他の応急処置を講ずるとともに町長に必要な進言を行うものとする。

注意体制

レベル2 注意報（大雨、氾濫、土砂災害に限る）が発表された場合は、配置体制（別表1）により職員の配置を行い、予警報の伝達、災害情報及び雨量水位等の災害関係資料並びに被害報告の収集にあたるものとする。

警戒体制

レベル3警報や警戒レベル相当情報以外の警報（暴風、大雪、暴風雪に限る）が発表された場合は、配置体制（別表1）による職員の配置を実施し、警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集等災害応急対策の実施にあたるものとする。

なお、警戒体制下の配置基準によるもののほか、危機管理対策室長が職員の配置を必要と認めた場合は、職員を増減できるものとする。

別表1 対策本部設置前の配置体制

課 名	注意体制	警戒体制
総 務 課 監査委員事務局 議 会 事 務 局 会 計 室	2	3
健康づくり課 福 祉 介 護 課 子育て支援課		
税 務 課 住 民 環 境 課		
農 林 水 産 課 農 業 委 員 会 まちづくり課	1	2
建 設 課	1	2
上 下 水 道 課		
学 校 教 育 課 生 涯 学 習 課		2
計	4	9

上記の基準によるほか、危機管理対策室長が必要と認めるときは、その程度に応じ、各配置体制及び配置職員の増減をとるものとする。

（2）災害対策本部設置後の配置体制

災害諸対策を強力かつ迅速に推進するため、次により職員を配置する。

配置体制の基準

区 分	配 置 時 期	配 置 内 容
第1配置	ア 局地的な災害が発生した場合 イ その他必要により本部長が当該配置を指示したとき	予警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防救助活動が円滑に行い得る体制とする

第2配置	ア 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 イ レベル5 特別警報や警戒レベル相当情報以外の特別警報（暴風、大雪、暴風雪警報が発表された場合 ウ その他必要により本部長が当該配置を指示したとき	第1配置により難しい場合、直ちに災害応急活動を開始できる体制とする
第3配置	ア 町内全域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 イ 本部長が当該配置を指示したとき	全職員をもってあたるもので状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする

前記の第1配置、第2配置及び第3配置の各体制下における職員の配置体制は、おおむね別表2のとおりとする。

別表2 対策本部設置後の配置体制

対策部名	班 名	配 置 体 制		
		第1配置	第2配置	第3配置
総 務 対 策 部	総 務 ・ 防 災 班	8	13	全 員
	経 理 班			
	広 報 情 報 班			
福 祉 対 策 部	福 祉 班	3	6	
生 活 対 策 部	税 務 班	2	6	
	環 境 衛 生 班	2	4	
経 済 対 策 部	農 林 水 産 班	3	4	
	商 工 班	1	2	
建 設 対 策 部	管 理 班	3	6	
	土 木 班			
上 下 水 道 対 策 部	水 道 班	3	5	
	下 水 道 班	2	4	
文 教 対 策 部	教 育 班	3	7	
	生 涯 学 習 班			
計		30	57	全 員

上記の基準によるほか、町長が必要と認めるときは、その程度に応じ、各配置体制及び配置職員の増減をとるものとする。

4. 職員の動員、配置のための伝達系統

(1) 勤務時間内の場合

危機管理対策室長は、職員の配置体制をとったときは、関係課長に対して配置決定の指示を行うとともに、庁内放送等により全職員に対し、その旨連絡する。

消防団に対しては、危機管理対策室がその旨連絡する。

関係対策部（課）長は、それぞれの所管する関係事務所等へその旨連絡する。

(2) 勤務時間外の場合

日直者及び危機管理対策室担当者は、関係者からの報告、テレビ・ラジオ等の各種情報媒体及び防災無線等から本計画に該当する情報を得た場合は、危機管理対策室長及び各関係課長に連絡する。

各課の課長は、直ちに関係配置職員（消防団員を含む）に緊急連絡をとる。

配置職員は、招集の通知を受けたときは直ちに登庁し、登庁した旨を危機管理対策室長及び所属課長に報告するとともに所定の業務につく。

配置職員は、勤務時間外において災害が発生し、また災害のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等の各種情報媒体及び防災無線等に留意するとともに、進んで関係方面へ連絡をとり、所定の配置につくよう努めなければならない。

(3) 連絡方法

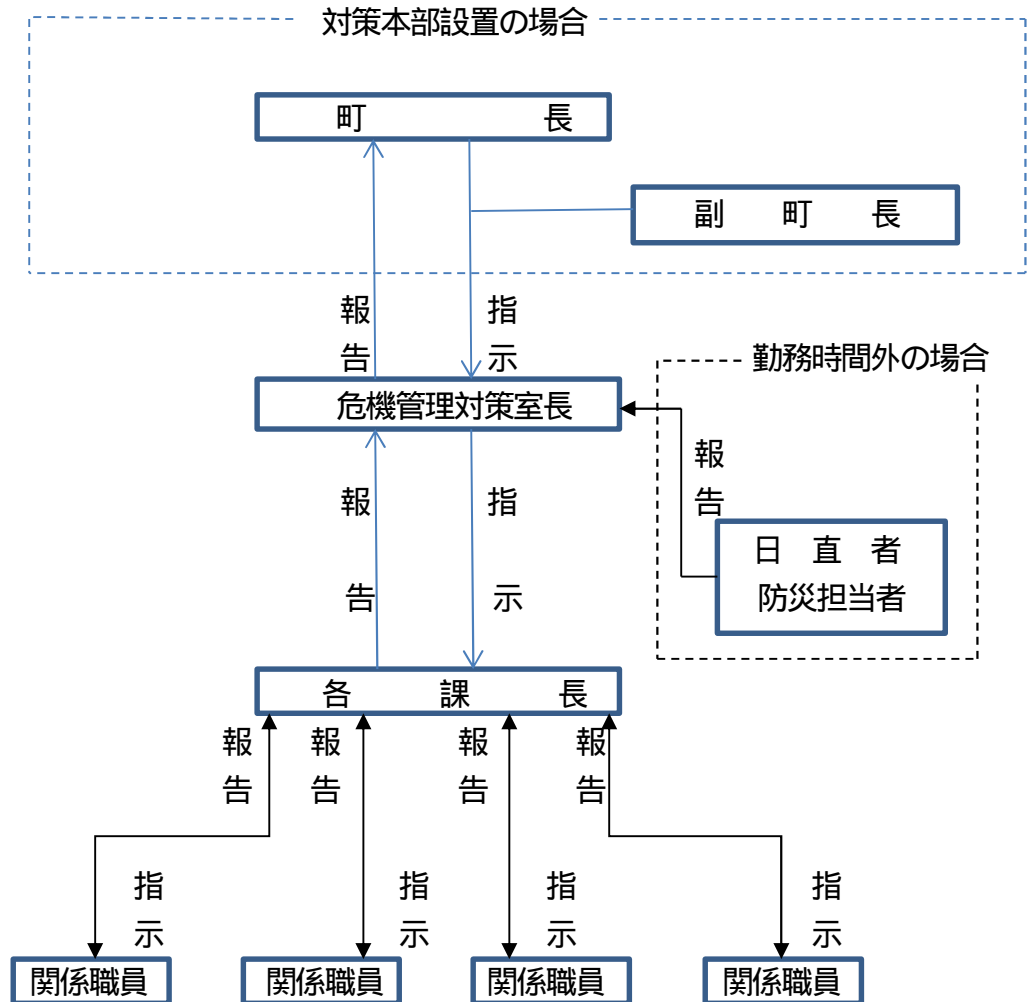
電話、無線、電報、使送等確実な方法により連絡する。

特に、緊急配置を必要とするときは、公用自動車により、配置職員の所在場所から配置場所へ移行するなどの措置をとる。

(4) 配置体制の解除

配置体制の原因となった気象予警報が解除されるなど災害発生のおそれなくなったときは、災害対策本部設置の場合は本部長、災害対策本部設置前の場合は危機管理対策室長が、関係課と協議のうえ注意体制及び警戒体制を解除するとともに、関係課及び消防団へその旨連絡する。

動員配置伝達系図



5. 他機関に対する職員派遣斡旋等

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17及び災害対策基本法第29条の規定により、他の地方公共団体または国の機関の職員の派遣を要請することができる。また災害対策基本法第30条の規定により、職員の派遣の斡旋を求めることができる。

（1）町の体制

災害応急対策又は災害復旧のため職員の派遣を受けた際の取扱いは、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条の規定によるが、災害時における派遣職員の円滑な受け入れを図り、応急措置の実施が促進されるよう体制を整えておくものとする。

（2）災害派遣手当

災害派遣手当は、災害対策基本法第32条の規定により支給する。

（3）派遣職員に対する給与及び経費の負担

国からの派遣職員には、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第18条の規定、県からの派遣職員には、地方自治法第252条の17第2項の規定によるものとする。

（4）派遣職員の健康管理等

派遣職員の受け入れに当たっては、町は感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、町は会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、派遣職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

さらに、派遣職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

6. 被災市町村等への職員派遣

熊本県現地災害対策本部、地方災害対策本部、市町村災害対策本部からの情報等により、被災市町村単独では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のための職員の派遣を検討する。

なお、職員派遣に備え、大規模災害発生時に被災市町村及び全国の被災自治体へ応援職員を速やかに派遣できる体制の整備を図るものとする。

また、被災市町村等への応援職員の派遣は、職員の人材育成を通じた災害対応力の向上にもつながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

7. 職員の安全確認・健康管理等

大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握する

とともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理するものとする。

特に大規模災害の発生直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増大することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

第3節 応援要請計画

大規模な災害等が発生した場合において、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

また、近隣の団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣以外の団体との協定締結も考慮するものとする。

1. 「熊本市市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

町は、地震等の災害により被災し、単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合には、熊本市市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日協定）に基づき、応援の要請を行うものとする。

2. 県への応援又は応援斡旋の要請

町は、当該町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援の斡旋、情報連絡員（LO）の派遣を要請するものとする。

3. 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請については、別節「自衛隊災害派遣要請計画」による。

4. 「被災市区町村対応職員確保システム」に基づく協力要請

町は、必要に応じ、被災市町村の長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣を、県を通じて総務省に、又は対口支援団体（カウンターパート）に要請するものとする。

5. 災害時相互応援協定を締結している団体等への要請

大規模災害等の発生により必要があると認める場合には、応援協定を締結している団体、企業、防災関係機関等に対し、各協定であらかじめ定めた手続きにより応援を求めるものとする。

6. 相互応援の強化

町は、他自治体との相互応援協定締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮するものとする。

また、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど必要な準備を整えるものとする。

7．複合災害における応援要請

町、関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努めるものとする。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

天災地変その他の災害に対し、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定めるものとする。

1. 災害派遣要請の基準

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、災害派遣を要請することができる。

この際、特に公共性、緊急性、非代替性について留意すること。

2. 要請の手続

自衛隊の災害派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書または口頭により、県玉名地域振興局長を経由し知事に申し出る。

ただし、緊急を要する場合は、直接、県知事公室長（危機管理防災課）に電話等迅速な手段で行い、その後、速やかに要請書を提出する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項等（連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等）

ただし、突発災害等緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても、最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

3. 自衛隊に要請する活動内容

人命救助：行方不明者の搜索、被災者の救出・救助

消防活動：林野火災等に対し、航空機による消火

水防活動：土のうの作成、運搬、積み込み

救援物資の輸送：車輛及びヘリコプターによる物資の輸送

道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等

医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫

給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水

給食：炊事車による炊飯（温食）

宿泊活動：天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置

入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における、応急風呂の開設

4. 連絡担当者

- (1) 町長は、部隊の派遣について通知を受けたときは、関係職員の中から連絡担当者を指名して現地に派遣する。
- (2) 連絡担当者は、部隊の受入れ及び作業について現地における町の責任者として、

県、部隊及び町との連絡にあたる。

5．派遣要請後の措置

町長は、部隊の派遣を受けたときは、次の措置を講じて部隊の作業を援助し、災害派遣要請の目的を達するよう努める。

- (1) 部隊との応急措置に従事する消防団、その他地元地区民との協調をはかる。
- (2) 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。
- (3) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (4) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複せず最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

6．派遣部隊の撤収要請

町長は、派遣目的を達した場合またはその必要がなくなった場合は、速やかに派遣要請の要領に準じて撤収要請（撤収時期及び理由）を行う。

7．経費の負担区分等

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、町の負担とする。ただし、2以上の地域にわたって活動した場合の経費の負担割合は、関係市町が協議して決めるものとする。

- (1) 部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金等
- (2) 部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料金及び水道料金
- (3) 宿泊施設の汚物の処理料金
- (4) 活動のため現地で調達した資材等の費用
- (5) その他必要な事項については、協議して定める。

第5節 予警報等伝達計画

本計画は、災害発生のおそれのある気象業務法に基づく警報及び注意報並びに水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期待するものである。

1. 予警報等の定義

この計画において、気象及び地象に関する予警報並びに情報の定義は、次に定めるところによる。

(1) 気象等の特別警報、警報及び注意報

気象現象により災害が発生するおそれがあるときなどには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときなどには「警報」が、重大な災害等が起こるおそれが大きく、避難が必要なときには「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が発表される。

ア 熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）

警報等の名称等		概 要
レベル5 特別警報 （警戒レベル5 に相当）	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等 1 が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 氾濫特別警報	河川 2 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 高潮特別警報	高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
レベル4 危険警報 （警戒レベル4 に相当）	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等 1 が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル4 土砂災害危険警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル4 氾濫危険警報	河川 2 氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル4 高潮危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。

レベル3 警報 (警戒レベル3に相当)	レベル3 大雨警報	大雨による重大な浸水害等 1 が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル3 土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル3 氾濫警報	河川 2 氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル3 高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル3 高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
レベル2 注意報	レベル2 大雨注意報	大雨による浸水害等 1 が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 土砂災害注意報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 氾濫注意報	河川 2 氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 高潮注意報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。

1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。

2 洪水予報河川

イ 特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）

警報等の名称等		概 要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。

注意報	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけ。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。
	なだれ注意報	なだれ注意報はなだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。

(注) 表面雨量指数基準とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に貯まっているようすをあらわしたもので、土砂災害発生の危険性を示す指標。1 キロ格子毎に指数を決めて、長洲町内の最も低い指数を示している。

流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量を把握するための指数。「上流降雨による下流の洪水危険度」を監視することが可能。

(3) キキクル

【キキクル等の種類と概要】

種 類	概 要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(参考)大雨 キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したものの。
----------------	---

(3) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕〔中〕の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位熊本地方で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1とする。

(4) 時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫（黒）」「危険（紫）」「警戒」（赤）「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。

なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。

(5) 熊本県気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。熊本県気象防災速報で伝える情報は以下である。

ア．気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせ分析）された場合に、気象庁から「熊本県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。熊本県の雨量による発表基準は、1時間110ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。」

イ．気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「熊本県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。

上記ア、イに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている

状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

ウ．気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「熊本県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。

エ．気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（熊本県熊本地方など）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。

これらの情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

（6）全般気象解説情報、九州北部地方気象解説情報、熊本県気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第○号）」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

(7) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津 波 予 報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表)
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため 海に入っている作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表)

(8) 緊急地震速報(警報)

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源地に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達には間に合わない。

(9) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。

知事はこの通報を受けたときは、直ちに市町村長に通報しなければならない。

火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(1 0) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき、又は状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(1 1) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

(1 2) 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川の水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

(1 3) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）

土砂災害警戒情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害防止法に基づき、大雨警報発表中でさらに大雨による土砂災害発生の危険度が高まった市町村に対して、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として県と気象庁が共同で発するものである。

(1 4) 地震・津波情報の例文は、次のとおりである。

震度速報

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 福岡管区気象台発表 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃地震による強い揺れを感じました。 現在、震度3以上が観測されている地域は次のとおりです。 震度6弱 震度5強 震度5弱 震度4 震度3 今後の情報に注意してください。 =

津波情報

ア 津波情報（津波予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 福岡管区气象台
 [津波到達予想時刻・予想される津波の高さ]
 津波到達予想時刻及び予想される津波の高さは次のとおりです

予報区名	津波到達予想時刻	予想される津波の高さ
大津波	〇〇日〇〇時〇〇分	〇〇m
〇〇〇〇		
津波		
〇〇〇〇	〇〇日〇〇時〇〇分	〇〇m

[震源、希望]

 =

イ 津波情報（各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 福岡管区气象台
 [各地の時刻・津波到達予想時刻]
 津波と満潮が重なると、津波はより高くなりますので一層厳重な警戒が必要です
 各地の満潮時刻と津波到達予想時刻は次のとおりです

予報区名・地点名	満潮時刻	到達予想時刻
大津波		
〇〇〇〇（予報区名）		〇〇日〇〇時〇〇分
〇〇〇〇（地点名）	〇〇日〇〇時〇〇分	〇〇日〇〇時〇〇分
津波		
〇〇〇〇（予報区名）		〇〇日〇〇時〇〇分
〇〇〇〇（地点名）	〇〇日〇〇時〇〇分	〇〇日〇〇時〇〇分

[現在予想を発表している沿岸]
 大津波
 〇〇〇〇 ...
 津波
 〇〇〇〇 ...
 [震源、希望]

 =

ウ 津波情報（津波観測に関する情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 福岡管区气象台
 [各地の検潮所で観測した津波の観測地]
 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さより更に大きな津波が到達していることが考えられます。
 今後、津波の高さはさらに高くなることも考えられます
 〇〇日〇〇時〇〇分現在、検潮所での観測値は次のとおりです

三角	第1波	〇〇日〇〇時〇〇分	(+)	〇〇 . 〇 m
	最大波	〇〇日〇〇時〇〇分		〇〇 . 〇 m
〇〇	第1波	〇〇日〇〇時〇〇分	(-)	〇〇 . 〇 m
	最大波	〇〇日〇〇時〇〇分		〇〇 . 〇 m

[現在予想を発表している沿岸]

大津波

〇〇〇〇...

津波

〇〇〇〇...

[震源、希望]

.....

=

地震情報（震源・震度に関する情報）

ア 地震情報（震源に関する情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁地震火山部発表

きょう〇〇日〇〇時〇〇分ころ地震がありました。

震源地は、〇〇〇地方（北緯〇〇.〇度、東経〇〇.〇度）で、震源の深さは、約〇〇km、

地震の規模は（マグネチュード）は、〇.〇と推定されます。

この地震による津波の心配はありません。

イ 地震情報（震源・震度に関する情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 福岡管区気象台発表

きょう〇〇日〇〇時〇〇分ころ地震がありました。

震源地は、〇〇〇地方（北緯〇〇.〇度、東経〇〇.〇度）で、震源の深さは、約〇〇km、

地震の規模は（マグネチュード）は、〇.〇と推定されます。

【震度3以上が観測された地域】

震度6弱

震度5強

震度5弱

震度4

震度3

【震度5弱以上が観測された市町村】

震度6弱

震度5強

震度5弱

情報 第〇〇号 =

各地の震度に関する情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 福岡管区気象台発表

きょう〇〇日〇〇時〇〇分ころ地震がありました。

震源地は、〇〇〇地方（北緯〇〇.〇度、東経〇〇.〇度）で、震源の深さは、約〇〇km、

地震の規模は（マグネチュード）は、〇.〇と推定されます。

各地の震度は次のとおりです。

なお、*印は気象庁以外の震度観測点についての情報です。

熊本県 震度6弱 〇〇市〇〇町 〇〇町〇〇

震度 5 強	〇〇市〇〇町	〇〇町〇〇
震度 5 弱	〇〇市〇〇町	
震度 4	〇〇市〇〇町	〇〇町〇〇
震度 3	〇〇市〇〇町	
震度 2	〇〇市〇〇町	〇〇町〇〇
震度 1		
【震度 5 弱以上と考えられるが現在震度を入手していない観測点】		
〇〇市〇〇町		
この地震による津波の心配はありません。		

2. 伝達系統及び実施方法

気象及び地象に関する予警報等の情報伝達及び実施方法は、次に定めるところとする。

(1) 勤務時間内の受け入れ、伝達

国県等の各機関からの各種予警報・情報は、総務課（災害対策本部設置時は総務班）が受け、関係部課、消防団等に連絡するとともに、庁内放送等により全職員に周知する。

(2) 勤務時間外の受け入れ、伝達

災害対策本部設置前にあつては、日直員が受信し、危機管理対策室長及び各関係課に連絡する。

各課長は配置の基準に該当する場合には、直ちに各配置職員に連絡する。

危機管理対策室長は、配置の基準に該当する場合は、必要に応じ消防団、関係団体に連絡する。

災害対策本部設置時にあつては、総務班が受理し、関係部課へ連絡する。

(3) 一般住宅への通報

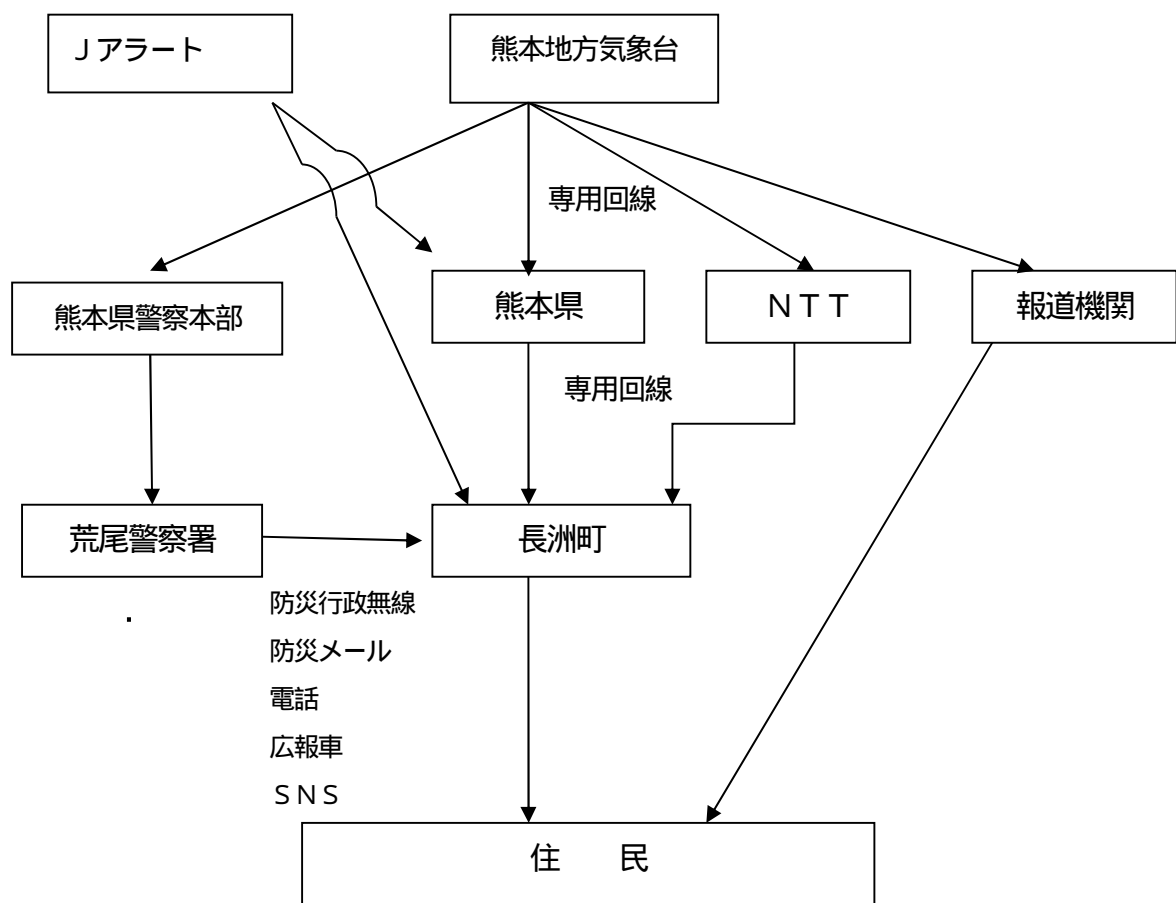
住民に対する通報については、必要に応じ消防団、情報連絡員、関係団体に連絡し周知を図るとともに総務課（災害対策本部設置時は情報班）は、防災行政無線、防災メール等により周知を図る。

消防団においては、各部の担当者に連絡し、各担当者は、町民に周知する。

(4) 予警報等受領伝達簿

総務課（災害対策本部設置時は総務班）は予警報、情報、通報等の受領、伝達その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため予警報等受領伝達簿を作成する。

【気象台が発する気象予警報伝達図】



3. 予警報等の伝達体制の強化等

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を適切なタイミングで発令するため、「熊本県防災情報共有システム」を活用するなど、関係各機関や民間企業、現地からの報告等判断材料となる防災情報等を迅速かつ的確に把握するとともに、関係機関及び住民への伝達を行うものとする。

第6節 災害情報通信計画

災害の情報及び被害状況の収集は、災害応急対策を迅速かつ適確に実施する基礎となるものであるから、災害が発生し、または発生するおそれがあると予想されるときは、速やかにこれらの情報、報告の収集が行える体制を確立するものとする。

1. 災害情報の収集

(1) 異常現象発見者の通報

災害発生のおそれがある異常現象（たつまき、強いひょう、地震、異常潮位、津波、山くずれ、がけくずれ等）を発見した者は、直ちにその旨を町長、情報連絡員、消防団員、警察官または海上保安官に通報しなければならない。

(2) 情報連絡員の通報

現地における災害の状況等を把握するため、本町を消防分団区域別に区分し、それぞれの地区に情報連絡員を置く。

各情報連絡員は各消防分団幹部等のうちから常時可能な者を選任する。

情報連絡員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき若しくは注意体制下においては、地区内の危険箇所の状況把握を行うとともに、随時巡回を行うなどして地区内の災害の状況の推移に注意し、消防団員等との連絡を密にし、情報を収集する。

災害が発生した場合又は、異常現象発見者からの通報を受けた場合は、直ちにその状況を調査し、総務課に通報する。

(3) 消防団関係

消防団員は常時地区内の状況を把握するとともに、情報連絡員との連絡を密にする。

災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、若しくは警戒体制下においては地区内の危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。

災害が発生した場合または通報を受けた場合は、その状況を調査し直ちに所定の方法により総務課（総務班）へ通報する。

(4) 情報のとりまとめ

各部（班・課）は、それぞれ所管事項に係る被害状況を収集把握するとともに、随時総務課（総務班）に連絡する。

総務課（班）は情報連絡員、各部、課（班）、消防団、その他からの情報連絡を確実に受領整理し、危機管理対策室長に報告するとともに関係各部（課）各班長に通報する。

2. 災害情報の通報、報告

災害に関する報告は、熊本県被害報告取扱要領に定めるもののほか本計画による。

(1) 報告等の種別

災害の報告は、災害情報、被害状況報告（速報、確定）災害年報とする。

災害情報

災害の状況及び災害に対してとるべき措置等についてその都度報告するものとする。（様式 1 号）

被害状況報告（速報）

災害による被害状況及び応急措置状況を逐次報告する。（様式 2 号）

被害状況報告（確定）

同一の災害に対する被害調査が終了したとき、または応急対策が終了したときは、終了した日から 10 日以内に文書をもって行う。（様式 2 号）

（ 2 ）報告の実施

災害発生通報の報告は、災害の種類に応じ、その事務を統轄する部（課）の長が危機管理対策室長に報告する。

危機管理対策室長は県（玉名地域振興局総務振興課）へ原則として防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

また、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（S O B O - W E B）を活用して関係省庁に当該情報を連絡するものとする。

被害状況報告（速報、確定）の報告については、各部（課）が災害発生にかかる被害状況を調査把握し、判明しだい、逐次、県（玉名地域振興局所管課）へ報告する。この場合、少なくとも災害発生通報後 2 時間以内に被害状況第一報を報告するものとする。

災害対策本部が設置されたときは情報班において、災害情報、被害状況報告（速報）を行う。

3 . 防災情報の収集・伝達システムの活用

防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

さらに、避難指示等を発令した場合には、防災行政無線及び防災メールによる通知のほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）（以下、単に「Ｌアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を活用して伝達手段の多重化・多様化を図り、住民への確実に迅速な伝達を図るものとする。

特に要配慮者が利用する施設においては、避難行動に時間がかかることを考慮し、伝達に漏れがないよう留意する。

なお、平時においては、防災情報機器操作マニュアル等に基づき、県防災情報ネット

ワークシステム等の防災情報端末操作の習熟を図っておくものとする。

4．災害通信の手段

(1) 災害通信の方法

災害予警報の伝達、通報又は被害状況の報告及び各種情報の連絡は次に掲げる通信手段により、速やかに行う。

一般加入電話 県防災行政無線 電報、使送 町防災行政無線

(2) 通信途絶時における措置

通信施設(主として一般加入電話)の使用不能若しくは使用困難なときの一般への伝達は、町の広報車を利用し、その他必要な指揮命令、広報の伝達を迅速、確実に実施するために適切な措置をとるものとする。

(3) 優先順位

通信施設を優先して使用する場合は、大体次の順位が考えられる。

住民に対する避難指示等人命に関する事項の通信

応急措置の実施に必要な通信

災害警報、災害予報等の通信

その他予想される災害の事態並びにこれに対する事前措置に関する事項等の通信

(4) 長洲町内に設置してある「災害時優先電話」

長洲町役場	7 8 - 3 1 1 1 7 8 - 3 1 0 4	L I X I L 有明工場	7 8 - 4 5 3 9 7 8 - 4 5 3 8
中央公民館	7 8 - 0 0 5 3	長洲小学校	7 8 - 0 1 0 9
水道課	7 8 - 0 1 2 6	清里小学校	7 8 - 0 6 0 5
腹赤水源地	7 8 - 2 2 7 9	腹赤小学校	7 8 - 0 7 0 4
長洲交番	7 8 - 0 1 1 0	六栄小学校	7 8 - 0 7 0 5
腹赤駐在所	7 8 - 5 3 1 2	長洲こどもの海 保育園	7 8 - 0 4 0 6
有明消防長洲分署	7 8 - 0 1 4 5	長洲しおかぜ こども園	7 8 - 4 6 8 0
長洲郵便局	7 8 - 0 5 0 0	長洲中学校	7 8 - 0 7 0 7
清里郵便局	7 8 - 0 1 4 2	西山クリニック	7 8 - 7 8 1 1
向野郵便局	7 8 - 0 4 4 2	長洲町商工会	7 8 - 0 4 1 0
腹赤郵便局	7 8 - 0 2 4 2	JA 玉名長洲総合支所	7 8 - 5 5 5 5
学校教育課	7 8 - 3 2 7 4	肥後銀行長洲支店	7 8 - 1 2 3 1
熊本北部漁業 協同組合	7 8 - 0 5 1 6	多田隈医院	7 8 - 3 0 1 1
ながすクリニック	7 8 - 0 5 2 7	ジャパソリックファクト 有明事業所	7 8 - 7 1 0 0
有明成仁病院	7 8 - 1 1 3 3	不二ライトメタル	7 8 - 2 1 1 4 7 8 - 2 1 1 1
有明海自動車航送船 組合	7 8 - 0 1 3 1 7 8 - 0 1 3 2		

第7節 広報計画

災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

1. 実施機関

基本法に定められている災害応急対策責任者（基本法第50条、第51条）は、それぞれ分担事務または業務について、広報活動に努めるものとする。

2. 実施機関の相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の通報及び交換を行うものとする。

3. 町における広報活動

収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報紙等を活用し、速やかに住民に対する周知を図るものとする。

（1）広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

災害対策本部の設置等（町の防災体制）

災害の概況（被害の規模・状況等）

台風等に関する情報

町及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項

避難指示等（指定緊急避難場所・避難路の指示）及び避難時の留意事項

電気、水道等供給の状況、復旧状況

道路交通等に関する事項、復旧状況

道路、河川等の公共施設被害、復旧状況

住民の安否情報

交通規制の状況

り災証明等支援制度に関する情報

廃棄物処理に関する情報

医療機関、金融機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活に関連する情報

その他必要な事項

（2）広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

町広報媒体の利用（町ホームページ、メールサービス等）
防災行政無線による広報
広報車による広報
消防団、自主防災組織による広報
報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報
広報誌による広報
携帯電話メールサービスによる広報
チラシの張り出し・配布
その他状況に応じ効果的な方法

4．住民等からの問い合わせ対応

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等任命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

5．報道機関への対応

大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

6．行方不明者・死者の氏名等の公表について

災害時において

○行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるもの

○安否不明者：当該災害による行方不明者と断定できないが、当人と連絡が取れず安否が不明なもの

○死者：当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの

第8節 水防計画

別紙計画書

第9節 消防計画

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

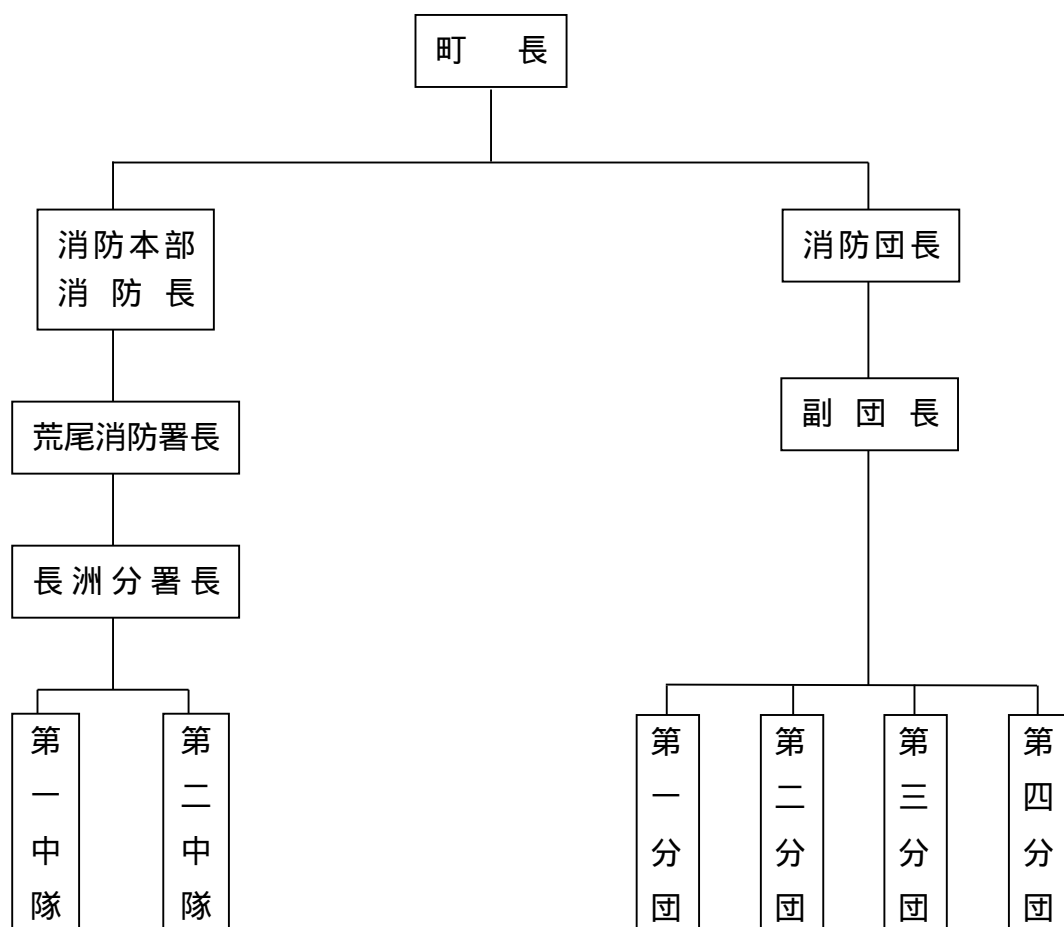
1. 消防組織

本町消防団は、団員総数 460 名 4 分団 15 部をもって編成しており、災害報知と同時に速やかに出動ができるよう編成している。

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）及び消防力の基準等による本町の消防組織、機構は次のとおりである。

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本 部	1	4			3	8	40	56
1 分 団			1	2	4	14	81	102
2 分 団			1	1	2	8	44	56
3 分 団			1	2	5	20	108	136
4 分 団			1	2	4	15	88	110
計	1	4	4	7	18	65	361	460

消防機構



2. 消防施設整備状況

(1) 消防機械器具

現有の消防力は次のとおりである。

小型動力ポンプ積載車 16 台

小型動力ポンプ軽積載車 1 台

小型動力ポンプ 17 台

(2) 消防水利

消防水利は、常時使用可能な状態に保安全管理するとともに水利不足の地域においては、計画的に増設を図る。プール新設に際しては、消防用水利として有効に活用できるように措置を施す。また、用水路改修の際は、消防用ピットを設ける等消防用水利施設の強化を図る。

3. 消防活動計画

(1) 火災警報の発令

町長は、火災気象通報が発せられた場合または気象の状態が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発する。

火災警報の発令及び解除の伝達は、消防団及び関係機関へ速やかに連絡するとともに、広報車による広報宣伝、消防各分団のサイレン、警鐘の吹鳴、打鐘（消防信号）等により、町全域に周知を図るものとする。

火の使用制限

町長は、火災警報を発した場合、その解除までの間、有明広域行政事務組合火災予防条例に定めるところにより、町民の火の使用を制限する。

（２）火災予防

異常気象時の消防対策

強風注意報、異常乾燥注意報等の発令により、火災予防上危険があると認める場合、または火災が発生した場合等、大火に発展しやすい異常気象時には、消防本部と協力し、広報車、有線放送等により一般住民の警戒心の喚起に努め、警戒体制を強化するとともに、特別警戒体制を確立して万全を期す。

危険区域及び特殊建築物等の消防対策

火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、かつ大火を誘発させるおそれのある地域、大規模な木造建築物、中高層の特殊建築物などに対しては、地域及び対象物ごとに、消防活動計画を樹立し、火災防止、人命救助等の研究、訓練を実施し、防御活動の万全を期す。

危険物防御対策

ア 危険物火災

危険物、準危険物等の火災防御に対しては、種類、状況等を速やかに把握し、その性状に対応した防御活動により早期鎮圧を図る。

消火方策の決定にあたっては、危険物の性状及び量的な面から検討を加え現場指揮者が決定する。

初期消火活動に必要な薬剤を備蓄するとともに、調達、輸送にあたっては、緊急車による誘導、その他隣接の消防機関、荒尾警察署に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。

イ 爆発火災

爆発により火災が発生し、又は爆発を伴う火災に対しては、人命救助など救助活動を主体とし、延焼防止、爆発被害の減少を図る。

爆発災害現場においては、防御活動の安全と確保を図るため、当該施設の保安監督者などと協議し、応急危険防止策を確立し、防御隊員の安全を確保する。

高压ガス、液化石油ガスなど貯蔵施設等の防御活動にあたっては、当該施設の保安技術関係者に関連設備に対する安全措置をとらせたのち付近の施設又は対象物などへの延焼防止策を図る。

自衛消防隊

町内の各地区（町内会）民間の企業体は自主的に災害の予防、初期消火、消防隊への協力のため自衛消防隊を編成するものとする。

自衛消防隊の活動は、消防本部及び消防団と緊密な連携をとるとともに災害現場においては、消防長(消防署長)または消防団長の所轄のもとに行動し、住民の生命、財産、身体の救護及び災害の防御、鎮圧に協力する。

(3) 地震時の消防対策

地震による被害は広範囲にわたり、火災及び家屋倒壊等予測ができない大災害に発展することが考えられる災害が発生した場合、迅速に応急活動が出来るのは地域の消防団であり、そのためには消防活動計画を樹立し、初期消化、人命救助等の訓練を実施し、消防本部・町・消防団と連絡を密にし、災害の防御、鎮圧に協力する。

災害発生時の連絡網

別表「長洲町消防団連絡網」のとおり

災害発生時の各分団の配置基準は次のとおりである。

配置人員については、各分団の団員数に応じて変更してもよい。

尚、この計画については各分団が計画書を作成し、町に提出するものとする。

本部連絡員	2名
被害状況調査及び報告班	2名
避難誘導班	5名
消防及び救護班	13名
交通整理班	2名

(4) 緊急避難体制

災害時における避難指示は災害対策基本法に基づき、町長が発するが、緊急避難については、常に第一線で防災活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にある消防職員(消防団員)が的確に行う。

緊急避難の基準

ア 火災の拡大するおそれがあるとき。

イ 爆発のおそれがあるとき。

ウ その他居住者の生命または身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

緊急避難の措置を行った場合は、速やかにその旨を町長、荒尾警察署長に通報する。

(5) 動員計画

招集計画

火災発生の場合は、通信施設の途絶が予想されるので、勤務時間外、休日等においては職員及び消防団員は自主的に参集することを原則とする。

ア 消防職員は原則として所属する署所へ参集する。

イ 消防団員は、所属する消防格納庫または所轄する災害現場へ参集する。

災害発生の場合において、通信施設が使用できる場合若しくは非常連絡を必要とする注意報、電報等その他災害に関する緊急情報等を受理した場合等は、所定の場所へ参集する。

4．応援消防隊要請計画

(1) 応援要請は次の事項を明示して行う。

- ・災害の状況
- ・応援車両の種類
- ・必要人員
- ・到着希望日時

(2) 応援消防隊の指揮は、その都度町長、消防長が特命する。

(3) 応援消防隊の指揮者は、特命指揮者の指揮のもとに防御活動に従事する。

(4) 応援消防隊の費用の負担等については、相互応援協定に基づき行う。

5．相互応援協定

町長は、熊本県市町村消防相互応援協定書(昭和 46 年 4 月 1 日締結) の円滑な実施を図るため、隣接市町村との連携を図り、消防出動体制の確立を図るものとする。

第 10 節 避難収容対策計画

災害のため危険な状態にある住民に対して、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保(以下、「避難指示等」という。)の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

1. 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりである。

なお、町長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、早めのタイミングで避難開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するものとする。

また、災害のおそれを把握するに当たっては、現地情報や防災気象情報等を収集するとともに、必要に応じて、河川管理者や地方気象台からのホットラインによる直接的な助言を求めるものとする。

区 分	災害の種別	実施責任者（根拠法令）
高齢者等避難開始	全 災 害	町長（災害対策基本法第 60 条）
避 難 指 示	全 災 害	町長（災害対策基本法第 60 条）
		警察官（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）
		海上保安官（災害対策基本法第 61 条）
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条）
	洪 水 災 害	知事又はその命を受けた職員（水防法第 22 条）
		水防管理者（水防法第 29 条）
	地 す べ り 災 害	知事又はその命を受けた職員（地すべり等防止法第 25 条）
緊急安全確保	全 災 害	町長（災害対策基本法第 60 条）

2. 避難指示等の内容及び伝達方法

(1) 避難指示等の内容

町長等の避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

なお、町長等は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように 5 段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

要避難対象地域

避難先

避難理由

避難経路

避難時の注意事項

町は、指定地方行政機関（国土交通省、気象庁等）指定地方行政機関及び県に対して、避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言を求めるものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

（２）避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法のよるものとする。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

防災行政無線による伝達周知

Ｌアラートによる伝達周知

Ｊアラートによる伝達周知

サイレン、警鐘による伝達周知

広報車等による伝達周知

携帯電話メールサービスによる伝達周知

自主防災組織、自治会、町内会等への有線放送及び電話等による伝達周知

報道機関を通じての伝達周知

また、電話回線の不通、停電等を想定するとともに、日頃から非常用電源の点検整備等を行っておき、災害時に機能するよう維持管理しておくものとする。

（３）町長は、避難指示等を発令した場合、すみやかに、その旨を県に報告するものとする。

（４）町長は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

３．避難指示等の基準

避難指示等の基準は、「避難情報に関するガイドライン」（令和８年３月改訂）を参考とする。

基本的には、夜間・早朝であっても、躊躇することなく避難指示等は発令する。

また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、町は、極力、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るいうちからの予防的避難を住民に呼び掛けるものとする。

なお、実施責任者は、避難指示等の時期を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら監視体制を強化し、災害発生の前兆等の発見に努めるものとする。

発令の際には、居住者がとるべき行動と、発令された避難指示等の情報が、明確に

関連付けられるよう、警戒レベルを付して発令するものとする。ただし、地震・津波災害においては、警戒レベル区分は避難指示等の発令区分となじまないため、警戒レベルを付さないものとする。

いざというときに町長が躊躇なく発令できるよう、河川事務所・気象台等の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい発令基準をおおむね次のとおり設定する。ただし、過度に高頻度な避難情報の発令は、情報の軽視につながることを懸念されるため、過去数年間程度の実例に則して発令頻度がどの程度になるか確認し、現実的に運用するものとする。

警戒レベル3 高齢者等避難及び警戒レベル4 避難指示の設定にあたっては、発令後に高齢者等や居住者等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう、立退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令する。

警戒レベル5 緊急安全確保は、立退き避難から行動変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保し、少しでも安全な場所への移動等を直ちに呼びかけを行う。発令を判断する際に参考とする情報としては、洪水等による氾濫が迫っている又は氾濫が発生している場合に、河川管理者からプッシュ型で提供される「通報」をもとにして県知事等から通知される「レベル5 氾濫発生情報」や、災害発生の蓋然性が著しく大きい場合に地方気象台等から発表される気象特別警報があり、「レベル5 氾濫発生情報」は、河川管理者が目視やカメラ画像、水位情報等から得た特に確度の高い情報をもとにしたものであることから、この情報を確認した場合には、躊躇なく適切な範囲に緊急安全確保を発令するが、必ずしも提供される情報ではないことから、状況に応じて気象特別警報等を判断材料に、発令対象区域を適切に絞り込み緊急安全確保を発令する。

また、自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応を行う。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行うものとする。

(1) 洪水等

	浦川・菜切川・行末川	その他の河川
高齢者等避難 (警戒レベル3)	○レベル3 氾濫警戒情報が発表され、避難判断水位に到達し、今後も水位の上昇が予想される場合 避難判断水位 浦川：3.63m 菜切川：2.20m 行末川：2.58m ○河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生した場合 ○樋門・水門等の施設に機能支障があり河川管理施設に障害が発生した場合 ○排水機場が運転停止になった場合	○レベル3 大雨警報が発表され、地域の降雨状況により、水位の上昇が予想される場合 ○河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生した場合 ○樋門・水門等の施設に機能支障があり河川管理施設に障害が発生した場合 ○排水機場が運転停止になった場合
避難指示 (警戒レベル4)	○レベル4 氾濫危険情報が発表され、氾濫危険判断水位に到達し、今後も水位の上昇が予想される場合 ○堤防決壊につながる漏水が発見された場合 氾濫危険水位 浦川：3.92m 菜切川：3.49m 行末川：2.93m ○樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合 ○排水機場が運転停止になった場合 ○台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル4 避難指示を発令するような状況が予想されている場合 ○夕刻時点における警戒レベル4 避難指示の発令が予想され、夜間から明け方に発令基準に該当が予想される場合 ○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合	○レベル4 大雨危険警報が発表され、地域の降雨量が増大し、水位の上昇が予想される場合 ○堤防決壊につながる漏水が発見された場合 ○樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合 ○排水機場が運転停止になった場合 ○台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル4 避難指示を発令するような状況が予想されている場合 ○夕刻時点における警戒レベル4 避難指示の発令が予想され、夜間から明け方に発令基準に該当が予想される場合 ○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	○レベル5 氾濫発生情報が発表された場合に、可能な範囲で発令 ○河川管理者による通報をもとにした県知事等からのレベル5 氾濫発生情報や水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水の発生を把握した場合 ○樋門等の施設の機能支障が確認された場合や、排水機場により排水を行う河川で排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ○レベル5 大雨特別警報の発表があった場合や洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合	○レベル5 大雨特別警報が発表された場合に、可能な範囲で発令 ○河川管理者による通報をもとにした県知事等からのレベル5 氾濫発生情報や水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水の発生を把握した場合 ○樋門等の施設の機能支障が確認された場合や、排水機場により排水を行う河川で排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ○レベル5 大雨特別警報の発表があった場合や洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合

(2) 土砂災害

	基 準 等
高齢者等避難 (警戒レベル3)	○レベル3土砂災害警報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ○ただし、積乱雲が急速に発達し、予想が難しい状況では、レベル3土砂災害警報が発表されずにレベル4土砂災害危険警報が発表されることが想定される場合で、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の順に発令するのではなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令を行う。 ○台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が予想される場合 ○4時間以上のリードタイムがあり、レベル3土砂災害警報が発表された場合、土砂災害の危険度分布において警戒レベル3相当の格子が出現していない段階で、警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要なことも想定される場合には、土砂災害の危険度分布における警戒レベル2相当の格子と重なる土砂災害警戒区域等に対して警戒レベル3高齢者等避難の発令を行う。
避難指示 (警戒レベル4)	○レベル4土砂災害危険警報が発表された場合 ○大雨警報(削る)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ○土砂災害の前兆現象(湧水・地下水の濁り)が発見された場合(削る) ○台風等の接近により、夜間から明け方に土砂災害の警戒レベル4相当以上(避難指示を発令するような状況)が予想されている場合 ○強い降雨を伴う台風等の接近・通過に伴い暴風になると、立退き避難が困難となるため、暴風の「警戒」及び土砂災害の「危険」以上(警戒レベル4相当以上)が予想されている場合 ○SNS や一般からの連絡で前兆現象の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要になる。情報の正確性が判断できない場合は安易に活用しない
緊急安全確保 (警戒レベル5)	○レベル5土砂災害特別警報が発表された場合に、可能な範囲で発令 ○SNS や一般からの連絡で土砂災害発生 of 情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しない

(3) 高潮

	基 準 等
高齢者等避難 (警戒レベル3)	○レベル3 高潮警報が発表され、風向き・風速などから越波、越流の可能性が高いと判断される場合 ○レベル3 高潮警報が発表され、先行災害により堤防や施設の一部に損傷がある場合 ○台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル3 高齢者等避難を発令するような状況が予想される場合
避難指示 (警戒レベル4)	○レベル4 高潮危険警報が発表され、さらに潮位の上昇が予想され、風向き・風速などから越波、越流の可能性が高いと判断される場合 ○レベル4 高潮危険警報が発表され、先行災害により堤防や施設の一部に損傷がある場合 ○台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル4 相当以上（避難指示を発令するような状況）が予想される場合 ○SNS や一般からの連絡で前兆現象の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要になる。情報の正確性が判断できない場合は安易に活用しない
緊急安全確保 (警戒レベル5)	○レベル5 高潮特別警報が発表された場合に、可能な範囲で発令 ○海岸管理者による通報や水防団からの報告、CCTV カメラ等によって高潮による浸水の発生を直接確認した場合 ○SNS や一般からの連絡で前兆現象の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要になる。情報の正確性が判断できない場合は安易に活用しない

(4) 津波

津波については、20 cmから 30 cmであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合でも直ちに避難行動を取る必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある、沿岸地域に居るときに強い揺れ（震度4 程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

どのような津波であれ、危険区域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令するとする。

	基 準 等
避難指示	○津波注意報が発表され、被害が発生するおそれがある場合 ○大津波警報、津波警報が発表された場合 ○震度4 以上の地震が発生し、長時間（1 分程度）の長い揺れを感じた場合

(5) 地震

地震については、町が避難指示等を発令する基準は災害発生後であるため、避難指示等に災害発生に関する情報を付して発令するものとする。

	基 準 等
高齢者等避難	○震度 5 弱の地震が発生し、被害が発生するおそれがある場合
避難指示	○震度 5 強以上の地震が発生し、人的被害や道路崩壊等の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

(6) 避難指示等及び警戒レベル 1 ～ 5、居住者がとるべき行動の関連図

行動を居住者等に促す情報	警戒レベル	居住者等がとるべき行動
早期注意情報 (気象庁発表)	警戒レベル 1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
注意報 (気象庁発表)	警戒レベル 2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
高齢者等避難	警戒レベル 3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難をする。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。
避難指示	警戒レベル 4	・ 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 災害が発生する恐れが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や、建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。
緊急安全確保	警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。

4. 避難者の誘導

町長は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を効果的に活用して、避難支援を行うものとする。この避難者の誘導は、地元消防団（分団）が地区（町内）の責任者と協力して行う。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (2) 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- (3) 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、水平・垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

- (4) 避難者の移送、輸送は原則として避難者各自で実施する。避難者が自力で立ち退きが不可能な場合、町長が必要と認めたとき、または避難者の要求があったときは、町において車両、船舶等を確保し移送、輸送を行う。

また、災害が広域に及び大規模な立ち退きを要し、町で処理出来ない場合、県知事に避難者の移送、輸送を要請する。

- (5) 避難者の誘導に従事又は支援する者は、自身の身の安全を確保したうえで誘導又は支援を行うものとする。
- (6) 町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

5. 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町長は避難指示者と協議し、各種災害時における条件等を考慮し、地域ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。

また、町長はその地域の住民に、平時より指定緊急避難場所及び指定避難所について周知徹底を図り、災害時には積極的に避難を行うよう指導する。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

さらに、必要に応じ、指定緊急避難所及び指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。

指定緊急避難場所及び指定避難所は指定緊急避難場所・指定避難所一覧どおりとする。

指定緊急避難場所とは、津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所のことをいう。以下、指定避難緊急避難場所以外の必要に応じて開設される避難場所を含めて、「避難場所等」と記載する。

また、指定避難所とは、洪水等による浸水など災害が予測される地域または災害が発生している地域から避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設の事をいう。以下、指定避難所以外の必要に応じて開設される避難所を含めて、「避難所等」と記載する。

指定緊急避難場所・指定避難所一覧

校区	指定緊急避難場所	災害種別			自主	指定避難所	備 考
		風水害	地震	高潮・津波(8m以上)			
長洲・清里	町民研修センター	○	○	×	1	○	
	中央公民館	○	○	×	1	○	
	長洲小学校（体育館含む）	○	○	○		○	津波の場合 3 階以上
	長洲小学校校庭	×	○	×			
	清里小学校（体育館含む）	○	○	○	1	○	
	清里小学校校庭	×	○	○			
	長洲町民体育館 （旧長洲中学校校舎含む）	○	○	○		○	津波の場合 3 階以上
	旧長洲中学校校庭	×	○	×			
	中央公園	×	○	×			
	中道児童公園	×	○	×			
	清里児童公園	×	○	×			
	梅田児童公園	×	○	×			
六 栄	にじいろはうす	○	○	○	1	○	
	六栄小学校（体育館含む）	○	○	○		○	
	六栄小学校校庭	×	○	○			
	六栄緑地公園	×	○	○			
	宮崎児童公園	×	○	○			
	向野児童公園	×	○	○			
	古城東児童公園	×	○	○			
	古城西児童公園	×	○	○			

	古城公園	×	○	○			
	笹ヶ浦公園	×	○	○			
	一先宮公園	×	○	○			
腹赤	長洲こどもの海保育園	○	○	○	1	○	
	腹赤小学校（体育館含む）	○	○	○		○	
	腹赤小学校校庭	×	○	○			
	長洲中学校（体育館含む）	○	○	○		○	
	長洲中学校校庭	×	○	○			
	上沖洲児童公園	×	○	×			
	清源寺児童公園	×	○	×			
	腹赤児童公園	×	○	×			
計	31	10	31	20		10	

自主とは、第1に開設する避難場所でも自主避難時にも開設する避難所のことである。

津波災害発生時の緊急避難ビルは次のとおりとする。

避難対象地区名	避難場所
長洲小校区	ビジネスイン梅崎（3階以上）
腹赤小校区	清源寮

緊急避難場所に依らないときは、長洲小校区については清里保育所付近、腹赤小校区については腹赤公民館付近に避難するものとする。（標高高10m以上の場所）

また、要配慮者受入のための福祉避難所は次のとおりとする。

校区名	福祉避難所	住所
長洲	グループホーム せいわながすの里	長洲町大字長洲 2990-2
	小規模多機能ホーム せいわながすの里	長洲町大字長洲 2990-2
	デイサービスセンター心の花	長洲町大字長洲 2339-1
六栄	有明成仁病院	長洲町大字宮野 2775
	老人保健施設 聖ルカ苑	長洲町大字宮野 2772-10
	グループホーム グリーンライフヴィラ	長洲町大字宮野 2772-18
	デイサービス ハルコスモス	長洲町大字宮野 2775
	コスモス通所リハビリテーション	長洲町大字宮野 2775
腹赤	特別養護老人ホーム 月華苑	長洲町大字清源寺 1060
	デイサービスセンター 月華苑	長洲町大字清源寺 1060
	小規模多機能型居宅介護事業所 花しのぶ	長洲町大字清源寺 1060

6. 避難所等の開設及び収容

避難所等の開設、収容及び収容者の保護は、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が適用された場合は、同法に基づき町長が実施し、同法が適用されない災害または同法が適用されるまでの間は、独自の応急対策として町長が開設し、その旨を公示する。

(1) 収容対象者

対象者は住民票の有無等にかかわらず、適切に受け入れることとする。

災害によって現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者

避難指示等が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者

(2) 収容の期間

避難所等の開設、収容保護の期間は原則として災害発生の日から7日間以内とするが、それ以前に必要ななくなった者は、逐次退所させ、期間内に災害者が住居または仮住居を見出すことができず、継続収容を必要とするときは、町長は、その都度県に開設期間の延長を要請する。

(3) 所要物資の確保

町は、避難所等開設及び収容保護のための所要物資を確保する。ただし、町において確保出来ないときは県に確保依頼する。

(4) 町職員の駐在

避難所等を開設したときは、各避難所ごとに町職員等を派遣駐在させ避難所の管理と収容者の保護にあたらせる。

なお、駐在職員は、次の各種記録を備えつけ整理する。

避難所収容台帳

避難所収容者名簿

避難所用物品受払簿

避難所設置及び収容状況

(5) 避難所等開設状況等の報告

避難所等を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難者収容者名簿等により避難者の把握を行うとともに、速やかに県に報告するものとする。

なお、報告は次の事項について電話等により行う。

開設状況報告.....避難所開設日時、場所、施設名及び収容状況等

収容状況報告.....施設別収容人員、開設期間の見込等

閉鎖報告.....施設別閉鎖日時

- (6) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として利用することも検討するものとする。

7. 災害危険区域における避難対策

- (1) 危険区域の危険が増大したときは、町長は、危険区域ごとに居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立ち退きを勧告し、または特に危険が切迫しているときは、これらの者に対し立ち退きを指示する。
- (2) 情報連絡員又は消防団等応急作業に従事している者は、災害が発生し、または発生のおそれがあるため、住民の身辺に危険が及ぶと判断されるときは、直ちにその必要があると認められる区域ごとに緊急避難について必要な措置を行う。
- (3) (2) による緊急避難の措置を行ったときは、直ちに町長及び荒尾警察署長に対し避難を必要とした理由、避難場所、人員、その他必要な事項を報告しなければならない。

8. 避難にあたっての町民が留意する事項

避難が円滑に実施され、収容施設による生活の安全を図るため町民に対し、次の事項を平素から訓練、指導する。

- (1) 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行する。
- (2) 食糧、水、タオル、チリ紙、最小限の着替え、照明用器具、生活用品、救急医薬品・常備薬等を携行する。
- (3) 服装はできるだけ軽装とするが素足をさけ、必ず帽子、頭巾等を着用し、雨具、防寒具等を携行する。
- (4) 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- (5) 上記のうち平素用意しておける物品は非常用袋に入れておくこと。

9. 避難所等の運営管理

- (1) 避難所等の運営において男女共同参画を推進するとともに、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した避難所等の運営に努めるものとする。

また、必要に応じ、避難所等における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、関係団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- (2) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- (3) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、

被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (4) 町は、避難所等における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や多様なニーズ、避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。
- (5) 町は、避難所等における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所等の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (6) 町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。
- (7) 町は、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。
- (8) 町は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所等における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (9) 町は、避難所等の運営における男女共同参画や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性だけの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等

による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

- (10) 町は、指定避難所等における女性やこども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

10．指定避難所以外の避難者への対応

- (1) 町は、自治会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア団体と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所等への誘導を行うものとする。
- (2) 町は、やむを得ず避難所等に滞在することができない被災者に対しても、自治会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア団体と連携して食料等必要な物資の配布に努めるなど、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (3) 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (4) 町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

11．外国人に対する対策

町は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導體制の構築に努めるものとする。

第 1 1 節 災害救助法等の適用計画

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関する救助については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

1. 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に基づき、次のいずれかに該当する災害である。

町の区域内の人口に応じ、50世帯以上の世帯数の住家が滅失したとき。

県の区域内の住家1,500世帯以上滅失した場合であって、町の区域内の人口に応じて滅失住家の世帯数が25世帯数以上に達したとき。

県の区域内の住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が多数であり救助を必要とするとき。

災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の各号のいずれかに該当するとき。

一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に援助を必要とするとき。

二 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊な技術を必要とするとき。

(2) 被災世帯の算定基準

被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

住家の滅失等の認定

別節災害情報通信計画中の2.災害情報の通報、報告に基づく。

世帯及び住家の単位

別節災害情報通信計画中の2.災害情報の通報、報告に基づく。

(3) 災害救助法の適用手続

町における災害の程度が、(1)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は所轄地域振興局長又は熊本土木事務所長を経由して、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

第 12 節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を搜索し、又は救助して、その者の保護を図るものとする。

1. 実施責任者

- (1) 救出は、原則として、町長、消防機関、警察機関が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にいる者は救出を実施し、又は、町長等に協力するものとする。

2. 救出対象者

被災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害と関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態である者で、おおむね次のような場合とする。

火災の際に火中に取り残された場合

地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合

水害の際に流出家屋とともに流される、孤立した地域等に取り残されたような場合

土石流により生き埋めになったような場合

- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生命があるかどうか明らかでない者とする。

3. 救出方法

救出は、消防団を主体とし、災害の種別、規模等に応じて町関係職員その他増強要員を編成し、活動に必要な器具、資機材を活用し、救出活動を実施するものとする。

また、町をはじめ、県及び救出・救助関係機関等は、救出・救助活動に関する情報共有を図り、救出対象者の家族に対しても、関係する情報を提供するとともに、必要な場合には心のケア等の支援につなげるものとする。

なお、町のみでは救出活動が困難な場合は、速やかに隣接市町、消防機関、警察、県、自衛隊等に対し、応援の要請を求めるものとする。

4. 災害救助法が適用された場合の実施

災害救助法が適用された場合においては、熊本県災害救助法施行細則(昭和52年熊本県規則第67号。以下「災害救助法施行細則」という。)の定めるところにより実施する。

なお、救出の期間は災害発生の日から3日以内であるが、特別の事情がある場合は、町長は、知事に期間の延長を申請するものとする。

第 13 節 行方不明等搜索及び遺体収容埋葬計画

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図る上からも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の搜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

また、氏名等公表手続きに関する研修等を行い、取扱いに基づく対応の徹底を図るものとする。

1．実施機関

行方不明者等の搜索及び埋葬等は、町長が、警察、消防機関、海上保安部、警察医会、警察歯科医会等の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。

町だけでは十分な対応ができない場合、県は、周辺市町、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

2．行方不明者等の搜索

警察は、災害警備活動に付随して、町が行う行方不明者等の搜索に協力するものとする。

行方不明者等の届受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。

3．遺体の検視、身元確認

警察は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）に基づき死体取扱いを行うものとする。

死体取扱いに当たっては、指紋の採取、DNA 型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。また医師会、歯科医師会との緊密な連携により、迅速かつ的確な死体調査、身元確認に努めるものとする。

4．遺体の引き渡し

受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、戸籍法第 92 条第 1 項の規定にする検視調書等を添えて、町長に引き渡すものとする。

5．遺体の収容

警察と協議し、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物等）に遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。

6．遺体の火葬

(1) 町は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

火葬場の被災状況の把握

死亡者数の把握

火葬相談窓口の設置

遺体安置所の確保

作業要員の確保

火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保

棺、遺体の保存剤、骨壺の調達

火葬用燃料の確保

(2) 広域的な火葬の実施が必要な場合は、県が実施する熊本県広域火葬計画に基づき支援を受けるため、県と連携して対応するものとする。

第 1 4 節 医療救護計画

災害のため医療機関が被災し、本来の機能を発揮することが不可能となったような場合、応急的な医療提供体制を確保し、罹災地住民の医療救護を図るものとする。

1．実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、町長が行うものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事が行うものとする。

2．救護体制の整備

災害現場において医療救護を実施するため、次の基準により救護班又は医療班を編成し必要に応じ出動するものとする。

(1) 救護班

医師 1～2 人、薬剤師 1 人、看護師 2～3 人、職員 1 人をもって編成する。班長は医師のうち 1 人をもって定める。

(2) 医療班

医師 1 人、補助員（看護師を含む）若干名をもって編成する。

3．実施の方法

(1) 救護班及び医療班の派遣による方法

災害現場において医療の必要があるとき、町長は、地域防災計画の定めるところにより、現地に救護班または医療班を派遣して行う。

(2) 医療機関による方法

医療機関（医療施設）において医療を実施することが適当なときは、町長は医療機関または町長が収容委託した病院（診療所）に移送して行う。

(3) 応援要請

町長は、災害の状況に即応し、医療救護班により医療救護活動を行う。本町だけで対応できないときは、市町村相互間の応援協定に基づき隣接市町村等に応援を要請するとともに、県に応援協力を要請する。

(4) 災害救助法が適用されたときの取扱い

町長は、医療救助法等の実施方法について、県に協議のうえ行うものとする。

4．災害救助法による医療救護

災害救助法が適用された場合の医療救護基準は、同法及び運用方針によるほか、県防災計画による。

5．災害救助法が適用されない災害における費用の負担

災害救助法が適用されない災害における費用は、次により町が負担するものとする。

ただし、他の制度により費用の負担が定められているものについてはこの限りでない。

(1) 医療及び助産の費用

災害救助法実施基準（費用の基準）に定めるところに準ずる。

(2) 救護班または医療班として救護医療活動に従事した医師、その他の者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、または障がい者となったときの災害補償は、「熊本県消防補償等組合消防団員等公務災害補償条例」の規定による。

6 . 町内の医療機関の状況

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
有明成仁病院	長洲町宮野 2775	78-1133	
いまおかクリニック	長洲町宮野 1468-1	78-3410	
多田隈内科医院	長洲町宮野 187-1	78-3011	
田宮二郎内科	長洲町長洲 2932-3	78-2150	
ながすクリニック	長洲町長洲 1357	78-0527	
西山クリニック	長洲町清源寺 2794-1	78-7811	
六栄歯科診療所	長洲町宮野 275-1	78-7044	
なかむら歯科医院	長洲町腹赤 11-4	78-1040	
加藤歯科医院	長洲町清源寺 3272-8	78-7181	
たかさき歯科医院	長洲町長洲 442-4	78-4181	
前田歯科医院	長洲町長洲 1379-1	78-0100	

第 15 節 食料供給計画

災害時における、被災者及び応急措置従事者に供給する食料の確保と供給の确实を期するための計画である。

当節及び第 16 節給水計画並びに第 17 節生活必需物資供給計画においては、計画の遂行を図るため、平時から、訓練等を通じて、備蓄状況や運送手段の確認及び整備を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等を行うよう努めるものとする。

1. 実施責任者

町長は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し、その他による食料の供与を行う。ただし、町のみでは対応できないと判断される場合には、県、隣接市町に応援、協力を要請する。

2. 実施方法

炊き出しは、町がボランティア等の協力により、避難所等食事をする場所に近い適当な場所において実施する他、給食センター、地域福祉センター、保健センター等の炊き出し可能な施設を利用し、調理した食料を配給場所に運搬することにより行う。

配給場所は避難所の他、各区公民館や介護予防拠点等、被災者が避難生活を行う地域の拠点となる適当な場所などとする。

また、町による炊き出しの実施が困難と判断するときは、県を通じて日赤奉仕団への要請、自衛隊への応援要請等の措置を行うものとする。

3. 物資の確保

(1) 米穀・原材料の調達方法

町長は米穀類販売事業者から米穀を購入する他、あらかじめ締結している災害時の食料の調達に関する協定に基づき、各自治体及び食品製造業者、小売業者等から、炊き出し等の食料供与のために必要な原材料、食品、燃料等の物資を確保するものとする。

町による物資の確保が困難と判断する場合には、県に必要な事項を連絡し、応援を要請するものとする。

災害救助法が適用された場合において、早急に災害救助米穀の引渡しを受ける必要があるにも関わらず、交通、通信の途絶により、県と連携することができない場合には、政府所有米穀を保管する倉庫責任者（各農協組合長等）に対して、直接引き渡しを要請することができる。

の措置を取った場合には、県に対して速やかに引き取りの数量等を報告するものとする。

(2) 町長が米穀を米穀類販売業者から買い受ける場合で、緊急を要するときは、県に連絡し、管内または直近の米穀販売業者から購入する。

その際には、県へ次の事項を連絡するものとする。

- ・ 町名
- ・ 災害地区名
- ・ 給食人員及び必要な応急米の概数

なお、事後において、別に定める災害用応急米購入報告書を県へ提出するものとする。

- (3) 町長が、政府所有米穀を保管する倉庫責任者から直接政府米の引渡しを受ける場合、災害の規模が大きくかつ広範囲にわたり交通通信が途絶し、(2)の方法による食糧の確保が困難な場合、町長は「災害時における応急食糧の緊急引渡協定」に基づき確保する。

なお、事後において別に定める応急用米穀引受報告書を県に提出するものとする。

- (4) 米穀や原材料の集積所は、長洲中学校体育館及び長洲町民体育館とし、災害により施設の使用が困難な場合は、それぞれ六栄小学校体育館及び清里小学校体育館を集積所とする。

4. 応援の要請

町において、炊き出し等食品の供与ができないときは、県に応援等の要請をする。ただし、緊急を要するときは、直接、隣接市町に応援等の要請をする。

応援等の要請において明示する事項

(1) 炊き出しの実施

- ・ 所要食数（人数）
- ・ 炊き出し期間
- ・ 炊き出し品送付先
- ・ その他

(2) 物資の確保

- ・ 所要物資の種別、数量
- ・ 物資の送付先及び期日
- ・ その他

5. 食品衛生

炊き出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設は、地域福祉センター等の炊き出し可能な施設または公民館、社寺等の既設施設を利用するほか、これが得がたいときは、湿地、排水の悪い場所、塵埃、汚物処理場等から離れた場所を選定して設ける。

- (2) 炊き出し場所には、手先の消毒ができる設備及び器具類を設ける。

6. 災害救助法が適用された場合

災害救助法の適用がなされたときは「災害救助法施行細則」に定めるところにより実施する。

第16節 給水計画

災害時に飲料水が断水、汚染または枯渇し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

1. 実施体制

飲料水供給の実施は町が行う。

なお、災害により飲料水の供給実施が出来ない場合は、県に応急給水できない旨の報告を行い、飲料水供給に関する支援の要請を求める。

水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

また、水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

2. 給水方法

(1) 水道水の運搬給水

隣接水道等から給水槽等を用いて運搬し、水質維持に十分注意し緊急給水を実施するものとする。この場合の給水量は1人1日当たり最小3リットルを基準とするが、被災状況等により増減する。

(2) 浄水セットによる給水

水道施設のない場所で、飲料水生産の給水支援を行う場合は、別節「自衛隊派遣要請計画」により自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、残留塩素を確認のうえ給水を行うものとする。

3. 給水への広報

給水拠点への給水時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページやパブリシティによる適時、的確な情報提供を行うものとする。

4. 飲料水以外の生活用水の確保

地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、大規模災害時における生活用水や、火災時の消火水利等として活用できる水利がある場合、学校施設管理者とあらかじめ協議しておくものとする。

第 17 節 生活必需物資供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、被服、寝具、その他衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

1. 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与は、町福祉対策部福祉班が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、「災害救助法施行細則」により実施する。

2. 供給対象者

生活必需品の供給対象者は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない寝具、衣料等の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

3. 生活必需品の範囲

生活必需品の範囲は、概ね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するほか、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど、実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

- (1) 寝具類（毛布等）
- (2) 衣料（作業着、下着、靴下等）
- (3) 炊事道具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- (4) 食器類（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶）
- (5) 日用雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）
- (6) 光熱材料（マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ）
- (7) 燃料
- (8) その他（ビニールシート）

4. 生活必需品の円滑な提供

町は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材

をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

5. 衣料品等物資の給与または貸与の方法

町福祉対策部福祉班は世帯別構成員別被害状況を把握し、救助法物資購入及び配分計画を樹立し、これにより購入し給与または貸与するものとする。

物資の給与または貸付けは、各地区の物資支給責任者を連絡員とし、その協力を求めて配分計画に基づき、被災者に配分するものとする。生活保護世帯については、玉名福祉事務所を通じて支給する。

また、被災者が必要とする生活必需品の円滑に提供されるよう、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用することとする。

6. 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は「災害救助法施行細則」に定めるところにより実施する。

第18節 救援物資要請・受入・配分計画

大規模な地震・津波災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、広域物資輸送集積拠点・物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

1. 不足物資の把握

現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して被災町のみで対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。

2. 受入・供給体制

(1) 物資集積拠点の選定

防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資集積拠点として、あらかじめ選定しておくものとする。

(2) 受入・供給体制の整備

物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該物資集積拠点ごとに管理責任者を配置し、必要に応じて、民間事業者からノウハウ等の提供を受けるなど、管理及び配分の万全を期するものとする。

また、届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に輸送するため、管理責任者として物流の実務者の配置や必要な人員の確保など、物資の受入・供給体制の整備に関して、熊本県トラック協会及び民間事業者（運輸業）やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。

(3) 救援物資の取扱い

町は、企業又は団体等からの救援物資について、県とのマッチングを行い、当該物資を必要とする被災者に速やかに届けられるよう必要な調整を行うものとする。

なお、救援物資の確実な供給等を行うため、避難所収容者及び仮設住宅入居者以外の被災者の把握等に努めるものとする。

第 19 節 住宅応急対策計画

災害のため住家が滅失した被災者に対し住宅を供与し、又は被害を受けた住家に対し居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して被災者の居住安定を図るものとする。

ただし、災害発生直後における住居対策については、別節「避難収容計画」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1. 実施機関

罹災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による実施が不可能なときは、知事の補助機関として町長が行うものとする。

なお、救助法が適用されない災害については、必要に応じ町長において実施するものとするが、本町だけで処理できない場合は、隣接市町、県その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2. 応急仮設住宅の供与

(1) 建設型応急住宅

① 建設型応急住宅の入居基準

- ア 住宅が全焼、全壊または流失した者
- イ 居住する住宅がない者
- ウ 次に掲げる者で自らの資力では、住宅を建築することができない者
 - (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者
 - (ウ) 特定の資産のない未亡人、母子世帯
 - (エ) 特定の資産のない老人、病弱者又は身体障がい者
 - (オ) 特定の資産のない勤労者、小企業者
 - (カ) 前各号に準ずる経済的弱者等である者

② 建築基準

規 模	1 戸当り	29.7 m ² 以内
構 造	平屋建	
設置戸数	災害により全焼、全壊、流失戸数の 3 割以内とする	
費 用	1 戸当り建設費	救助法の限度額以内
着 工	災害発生の日から 20 日以内	

③ 設置場所

町内の状況を考慮し、あらかじめ応急仮設住宅建設可能用地の候補地を選定し、災害の規模、被害の状況に応じて対応する。

施設・広場名称等	住 所	面積（㎡）
建浜農村公園	長洲町大字高浜字澁の上	10,080

④ 供与期間

完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第4項による期間内（最高2年以内）。

⑤ 建設型応急住宅の運営管理

応急仮設住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型応急住宅の防犯活動を推進するものとする。

また、孤立化や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

なお、町は、県に対し、建設型応急住宅の運営管理に係る必要な情報提供を求めることができるものとする。

（2）賃貸型仮設住宅

災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。円滑な提供ができるよう、あらかじめ必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、関係団体との連携の強化を図るものとする。

3. 住宅の応急修理

（1）応急修理を受ける者

- ① 住宅が半焼または半壊し、当面の日常生活ができない者
- ② 自らの資力で応急処理ができない者

（2）修理基準

① 修理の範囲

ア 世帯単位でなく、戸数単位で実施する。

イ 居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

- ② 修理戸数 半焼、半壊戸数の3割以内とする。

- ③ 費用 1戸当たりの応急修理基準 救助法の限度額以内

- ④ 修理期間 災害発生の日から1箇月以内

4. 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は「災害救助法施行細則」に定めるところにより実施する。

第20節 交通輸送計画

1. 応急対策計画

災害時において交通が途絶えまたは混乱した場合、若しくはそれらのおそれがある場合は、その状態を速やかに回復して交通秩序を確立し、災害地に対する緊急輸送及び災害地に関連する交通の安全と円滑を図るため、次に掲げる応急対策を実施する。

(1) 交通規制の実施

道路管理者は、道路及び橋梁の破損、決壊その他の状況により通行禁止、または交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者または警察が、禁止又は制限の対象、区間、期限及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、う回路の案内板も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

なお、規制措置を行う場合はおおむね次のような状態にある場合、実施するものとする。

- ① 道路及び橋梁の破損、決壊その他の状況により交通が危険であると認める場合
- ② 災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う場合
- ③ その他道路管理者、警察が交通の安全と円滑を図るため必要と認める場合

(2) 災害時における道路交通規制、道路啓開等

町は、管理する道路において、公安委員会の要請を受けるなどの緊急の必要に応じて、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定を行う。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、町は、自ら車両の移動等を行うものとする。

また、町は国土交通大臣または県知事の指示を受け、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するものとする。

(3) 交通情報の把握

町は、荒尾警察署、県（玉名地域振興局）と相互に緊密な連絡をとりながら、常に管内の交通事情の実態把握につとめ、その状況及び必要な措置を、関係機関に通知する。

(4) 災害における交通マネジメント

町は、必要と認める場合は、国土交通省九州地方整備局が災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に組織する、交通需要マネジメント及び交通システムマネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検

討・調整を行うための「災害時交通マネジメント検討会」の開催を、県へ要請することとする。

※交通需要マネジメント

自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※交通システムマネジメント

道路の交通混雑が想定される個所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

2. 輸送対策計画

町の行う被害者及び災害応急要員の移送並びに災害応急対策用物資資材の輸送の計画は、次に定めるところによる。

なお、町のみでは、輸送力が確保されず、または輸送が円滑に行われなるときは、熊本県トラック協会へ要請するなど他の関係機関の応援を得て実施する。

(1) 輸送力の確保

① 輸送の方法

ア 災害時における輸送は災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等十分調査し、最も迅速・確実に輸送できるものをもって行う。

イ 人員、物資の優先輸送

a. 人員の輸送

災害時において優先輸送される人員は、災害対策本部員、消防団員、消防職員、応急復旧作業員及び要員並びに被災者などとする。

b. 物資の輸送

物資の輸送については、緊急物資、食糧及び飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品並びに災害用復旧資材を優先輸送する。

② 車両等の確保

ア 庁用車両の確保

車両等の把握、配車については、総務課が担当する。各部（課）は車両を必要とするときは、総務課に配車の要請を行う。

イ 庁用車以外の車両の確保

庁用車両が不足する場合は、営業用、自家用車を借り上げる。

ウ 鉄道による輸送

災害時において自動車による輸送が不可能なときは、ＪＲ等に緊急配車を依頼する。

エ 船舶による輸送

陸上交通による輸送が困難な場合または途絶えたときは、人員・物資等の海上輸送を図る。

オ 航空機による輸送

災害による交通途絶、その他の理由により空中輸送が必要な場合は熊本県防災消防ヘリコプターを活用するとともに「自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより要請して行う。

カ 人力による輸送

災害のため車両等による輸送が不能な場合は、労務者による人力の輸送を行う。

(2) 各輸送関係機関の措置

県下のトラック、バス輸送業者、海上保安部、漁業協同組合、その他船舶輸送業者、JR、熊本鉄道管理局等輸送関係機関は、応急対策実施機関の要請を受けたときは、所要の措置を講じ、輸送力の確保に努めるものとする。

(3) 費用の基準及び方法

輸送業者による輸送あるいは車両等の借り上げ費用は運輸省の認可を受けている場合は、その運賃及び料金とするほか、実費の範囲内とする。

なお、官公署及び公共機関保有の車両使用については、燃料費負担程度とし、自家用車両等の借り上げについては、謝金として輸送業者に支払う料金の範囲内で、所有者と協議して定めるものとする。

(4) 災害救助法による輸送の基準

① 輸送及び移送の範囲

ア り災者を避難させるための移送

イ 医療及び助産のための移送

ウ り災者救出のための輸送

エ 飲料水及び救助用物資の輸送

オ 死体捜索及び死体処理のための輸送

② 輸送の期間

各救助の実施期間中

第 2 1 節 障害物の除去計画

災害時における応急的措置の実施に障害となっている工作物等ならびに、山（がけ）崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居又は周辺に運ばれた土砂、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、または、日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去について必要な措置を定める。

1. 実施責任

- （１）応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は、町長が行う。
- （２）水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、水防管理者、または消防機関の長が行うものとする。
- （３）道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- （４）山（がけ）崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居又は周辺に運ばれた障害物は、町長が行うものとし、町で実施不可能の場合、または災害救助法が適用されたときは、県と連携をして県知事が行うものとする。
- （５）その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設の所有者、または管理者が行うものとする。

2. 障害物の除去対象及び除去方法

（１）障害物除去の対象

- ① 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合
- ② 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ③ 緊急な応急措置を実施するため、特に除去が必要とする場合
- ④ その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合

（２）障害物除去の方法

- ① 実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具（B & G財団防災拠点事業の配備機材等）を用いて行うか、または土木建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- ② 除去作業の実施にあたっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

3. 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、おおむね次の場所に保管又は廃棄する。

(1) 保管の場合

除去した工作物等の保管は、町長、警察署長、または海上保安部等において、次のような場所に保管する。

- ① 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- ② 道路交通の障害とならない場所
- ③ 盗難等の危険のない場所
- ④ その他、工作物等に対応する適当な場所

(2) 一時的保管（集積）場所については、次のとおりとする。

集積場所	住所	面積（㎡）
旧第1清掃センター横町有地	宮野 1450 番地 1、1451 番地	820
一先宮公園	永塩 643 番地 2	7,922
総合スポーツセンター東側駐車場	姫ヶ浦 5 番地	4,000
金魚と鯉の郷広場（駐車場）	長洲 3098 番地 1	3,000
建浜農村公園	高浜 1559 番地 1	10,080
		25,822

(3) 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所。

4. 障害物の処分方法

町長、警察署長、または海上保安部等においては、保管する工作物の処分については、保管者について行うものとするが、処分方法については、売却、その他法令等に基づき対応するものとする。

第 2 2 節 廃棄物処理計画

災害発生による廃棄物処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、長洲町災害廃棄物処理基本計画(令和 7 年 2 月策定)に基づき処理を実施する。

また、平時から災害発生時を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や対応力の向上を推進するとともに、定期的に災害廃棄物処理に関する訓練等を実施し、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

1. 被害状況調査、把握

- (1) 速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者を明確にした体制を整備する。
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、保健所へ報告する体制を整備するとともに、県等と連携してその対応にあたる。

2. ごみ処理計画

- (1) 各地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じる。
- (2) ごみ処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町等へ応援要請する。
- (3) 地区住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。
- (4) 防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (5) 災害時には大量の廃棄物の排出が予想され、処理場への大量搬入は、交通の確保の困難性や処理能力の問題等が考えられるため、町は必要により環境保全上支障のない場所での暫定的な仮置場を確保するものとする。

また、浸水想定区域やがけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。

- (6) 災害発生時には、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとする。

また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。

- (7) 損壊家屋や流失家屋のがれき等については、原則として被害者自ら町の定める仮置場に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合、または道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行う。

3. し尿処理計画

- (1) 各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の被災状況や処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を樹立する。
- (2) し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町等へ応援要請する。
- (3) 被災地における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設トイレを設ける等適正管理対策を講ずるとともに、県などと連携をとり、その対応にあたる。
- (4) 被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請のほか、し尿処理業者で構成する熊本県環境事業団体連合会に対して協力要請を行うものとする。

4. 廃棄物施設の応急復旧

- (1) 平時から廃棄物処理施設においてヒアリング等をとおして、処理能力の確認を行うものとする。
- (2) 処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努める。
- (3) 被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。
また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は近隣市町村等への応援依頼等により効率的な処理を確保する。
- (4) 要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行う。

5. 廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 被災地の廃棄物の排出量や処理能力等を想定の上、近隣市町と相互応援体制の整備に努めるものとする。
- (2) また、広範囲の被災により近隣市町による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努めるものとする。
- (3) 被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、廃棄物処理業者等で構成する（一社）熊本県産業資源循環協会、熊本県清掃事業協議会、熊本県内の45市町村及び9広域事務組合等との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請や、県を通じて他県への応援要請を行うものとする。

第 2 3 節 保健衛生計画

被災後の避難所生活においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、感染流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意するものとする。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保など、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

なお、感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務対策部局と福祉対策部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

1. 防疫計画

災害によって被害を受けた地域、または住民に対し、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の定めるところにより、公衆衛生の立場から伝染病予防上必要な防疫対策を実施し、伝染病の発生予防及びまん延の防止を図るものとする。

（1）実施機関

災害時における防疫事業は、町が行う。ただし、激甚災害のため町において十分な防疫活動ができない場合は、県に要請する。

（2）防疫活動組織

① 防疫体制の強化

防疫活動の徹底を図るため、町は、県、日赤、医師会、その他関係機関の協力を求めるものとする。

② 防疫班の編成

町は、防疫実施のため、次により防疫班を編成する。

衛生技術者（班長）	1 人
作業員	5 人
助手（事務員）	1 人

その際、災害応急対応時には混乱が予想されるので、臨時予防接種や健康診断に関して防疫班が医師会等と連携を取り実施することを想定し、福祉対策部と連携し実施することを視野に入れた班編成を行うものとする。

③ 防疫班の業務及び実施の方法

ア 検病調査及び健康診断

被災地区の区長を通じ各個を調査して行う。

イ 避難所の防疫措置

- (ア) 避難所の清潔方法、消毒方法の実施
- (イ) 避難者に対する検病調査の実施
- (ウ) 給食従事者に対する健康診断の実施
- (エ) 配膳時の衛生保持、残・廃物等の衛生的処理の指導
- (オ) 飲料水等の水質検査の実施指導
- (カ) 避難所内における衛生に関する自治組織編成の指導

ウ 臨時予防接種の実施

エ 患者の収容

- (ア) 感染症患者又は保菌者の隔離収容とともに周囲の消毒
- (イ) 感染病院または隔離病舎に収容困難な場合における臨時隔離施設の設置

(3) 消毒及びそ族昆虫駆除

① 消毒の方法

被災地または避難所の状況に応じて機械をもって防疫活動を実施する。

ア 床上浸水家屋

減水後直ちに床、壁はクレゾール石けん液でよく浄、器物は消毒し、床下消毒等の措置は床下乾燥後実施し、便所の消毒等について衛生上の指導を行う。

(1 戸当り石灰 2kg、クレゾール石けん液 5 0 g)

イ 床下浸水家屋

減水後、汚物を除去し、清掃、通風を指示し、清掃完了した行政区に逐次石灰を配布し、散布を行う。

(1 戸当り石灰 1kg、クレゾール石けん液 2 5 g)

ウ 下水または避難所の状況に応じてそ族昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。

(4) 災害時感染制御支援チーム等の派遣要請

町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請するものとする。

2. 健康管理

町は、母子、老人、精神、歯科保健等において被災者の良好な健康状態を保つため、災害発生時の初期の段階においては、保健師等による避難所等の巡回を実施し、保健指導及び栄養指導を行うものとする。また、安定期においては仮設住

宅の被災者等に対し保健師等による巡回を行うものとする。

災害の規模により、十分な保健指導及び栄養指導の活動が行えないと判断した場合には、保健指導班による健康管理の要請を県に行うものとする。

また、被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等に、被災者の健康管理を組織的に行うために十分な計画の策定ができないと判断した場合には、被災者等の健康管理実施計画の策定の要請を県に行うものとする。

第 2 4 節 民間団体活用計画

災害における民間団体（婦人会、その他団体等）の活用については、本計画の定めるところによる。

1. 実施機関

- （1）民間団体の活用は、町長または町教育委員会が民間団体の協力を求めて行う。本町のみで処理不可能な場合は、被災を免れた隣接市町村に連絡し、その協力を求めて行う。
- （2）大規模な災害又は広範囲にわたる災害のときは、知事又は県教育委員会に要請するものとする。

2. 活用方法

- （1）活動内容は、被害の程度によって異なるが、おおむね次のとおりとする。
 - ① 罹災者救出等の応急措置及び応急復旧等に協力応援するものとする。
 - ② 罹災者及び応急復旧作業に従事している者に対する炊き出し等に従事するものとする。
- （2）活動範囲は、原則として町内全域とする。

第 2 5 節 労務供給計画

災害時において応急対策を実施する場合は職員をもってこれに充てるが、特定作業あるいは、労力に不足を生じる場合の計画は、次により実施する。

1. 実施機関

災害応急対策に必要な労務者の雇上げ等については、町長が実施する。

2. 労務者の雇上げ方法

特定作業に労力が必要なときは、各部（課）の要請（労務者雇上げ依頼票）により、総務部（課）が玉名公共職業安定所長に依頼し、雇用するものとする。

3. 労務者の作業内容

応急対策に使用しうる労務作業の範囲は、次のとおりとする。

（1）被災者の救出のための機械器具資材の操作

（2）医療助産の移送

医師等が到着しなければ、医療措置を講じられない重症患者または医療措置を必要とする患者を病院等に運ぶために、他の方法がない場合

（3）飲料水の供給のための運搬操作、浄水用医薬品の配布等

（4）救援物資の整理、輸送及び配分

（5）死体の搜索処理

4. 賃金の基準

賃金の基準は、民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して災害対策本部長が定める。

5. 賃金の支給方法

賃金の支給は、各部（課）において支払うものとし、原則として作業現場で当日労務者に対し直接支払う。

労 務 者 雇 上 げ 依 頼 要

部（課）名				作 業 内 容	
雇上げ理由				雇上げ期間	
所 要 人 員	男	女	計	就 労 時 間	
	人	人	人		
				賃 金	

第26節 文教対策計画

災害発生のおそれがある場合、または災害が発生した場合において、基本法及びその他の法令に基づき、児童・生徒等の身体、生命及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図ることを目的とする。

1. 実施機関

(1) 町立学校の災害応急復旧は、町長が実施する。

(2) 町立学校の幼児、児童、生徒に対する災害応急教育対策は町教育委員会が行う。ただし、救助法が適用されたとき、または町が災害応急対策を実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会が、必要関係機関の協力を求めるものとする。

2. 児童・生徒の安全措置

(1) 応急教育対策

① 災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、学校長は事故を未然に防止するため、休校等適切な措置を講ずるものとする。この場合教育委員会はあらかじめ基準を示し、学校長と協議する。

② 学校長は登下校時に災害が発生した場合を想定して避難予定場所をあらかじめ設定しておくものとする。

避難予定場所の名称、所在地等については常に児童、生徒及び保護者に周知徹底させておくとともに、災害発生の場合は、保護者に児童、生徒の動向を連絡できる体制を考慮しておくものとする。

(2) 学校施設の確保

被災施設の状況を速やかに把握し、玉名教育事務所等関係機関と密接な連絡を取り、次の応急措置を行う。

① 火災による被災建物であって木造建物で全焼以外の被災建物は、主要構造材の炭化部分を撤去し、残余の部分は、床、壁体、天井、建具を修理のうえ、建物周囲の片づけを行い児童、生徒を収容する。

なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合は、建築士が構造上の安全を確認後、上記修理を行い、一時的に使用することとする。

② 火災以外の災害建物で、大破以下の被災建物は、応急修理のうえ使用するが、この場合建築士の指示により、水平力及び積載荷重に対し、安全の確認を行った後使用すること。

③ 被災校舎が応急修理によっても使用不可能な場合は、無災害または被害僅少地域の学校施設、公民館その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合児童、生徒の安全とともに教育的配慮を行うこととする。

④ 教育施設の破損、滅失については、早急に修理・補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少、学校の設備を一時

的に使用するよう手配する。

3. 災害に伴う学用品の支給

災害のため、住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、またはき損し、資力の有無にかかわらず物品販売機構の一時的混乱のため、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒に対して、町は必要最少限度の学用品を供与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

4. その他支援措置

災害により進学や就学が経済的に困難となった児童生徒等に対して、必要に応じ、国、県及び関係機関等と連携して奨学金や授業料免除等の就学支援を行うものとする。

第 2 7 節 地震・津波災害応急対策計画

大地震が発生した場合は、県及び防災関係機関と緊密な連携を持ち、迅速に応急対策を実施し住民の生命を保護し、被害を最小限度にとどめるための計画である。

1. 町民に対する予備知識の周知対策

平成 7 年 1 月 1 7 日発生 of 阪神・淡路大震災は、死者 6,434 人、負傷者 43,792 人、住家被害 639,000 棟を超える大災害であり、地震災害の脅威を改めて認識させるものであった。

この教訓を基にして住民の安全な生活を確保するため、「防災に対する心構え」を住民に徹底し被害の軽減を図るものとする。

2. 災害応急対策

町は大地震発生と同時に災害対策本部を設置し、災害状況の把握につとめ、防災計画に基づく災害応急対策により次の応急対策を行う。

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 通信及び広報対策 | 第 3 章 第 6 節 第 7 節 |
| (2) 医療対策 | 第 3 章 第 1 4 節 |
| (3) 防疫対策 | 第 3 章 第 2 3 節 |
| (4) 食糧及び物資供給対策 | 第 3 章 第 1 5 節 第 1 7 節 第 1 9 節 |
| (5) 交通対策 | 第 3 章 第 2 0 節 |
| (6) 消防対策 | 第 3 章 第 9 節 |
| (7) 給水対策 | 第 3 章 第 1 6 節 |
| (8) 電力・ガス対策 | 第 3 章 第 3 0 節 |
| (9) 避難収容対策 | 第 3 章 第 1 0 節 |

3. 職員の配置基準

震度 4 以上の地震が発生した場合における町職員の配置はおおむね次の基準により行うものとする。なお、この実施運用については危機管理対策室長が関係課長を招集して情報を検討し、その他の応急措置を講ずるとともに町長に必要な進言を行なうものとする。

4. 災害対策本部設置前の配置基準

(1) 第 1 警戒体制

震度 4 以上の地震が発生した場合、危機管理対策室長の指示に基づき職員の配置基準により警戒体制をとる必要があると認めたときは(別表 1)により職員の配置を行ない、予警報の伝達及び災害情報の収集にあたるものとする。

(2) 第2警戒体制

震度4以上の地震が発生し、津波注意報が発表された場合、危機管理対策室長の指示に基づき配置体制（別表1）により職員の配置を行ない、災害の情報及び被害報告の収集等災害応急対策の実施にあたるものとする。

別表1 災害対策前の配置体制

課 名	第1警戒体制	第2警戒体制
総 務 課	3	6
監査事務局		
議会事務局		
会 計 室		
福祉保健介護課		3
健康づくり課		
子育て支援課		
税 務 課		2
住 民 環 境 課		2
農 林 水 産 課	2	3
農 業 委 員 会		
まちづくり課		
建 設 課	2	3
上 下 水 道 課		5
学 校 教 育 課	2	3
生 涯 学 習 課		
計	9	30

上記の基準によるほか、町長が必要と認めるときは、その程度に応じ、各配置体制及び配置要員の増減をとるものとする。

5. 災害対策本部設置後の配置体制

災害対策を強力かつ迅速に推進するため次により職員を配置する。

(1) 配置体制の基準

区分	配 置 時 期	配 置 内 容
第1配置	ア 局地的な災害が発生した場合 イ 震度5弱の地震が発生した場合 ウ その他必要により本部長が当該配置を指示したとき	気象情報及び地震情報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防、救助活動が円滑に行える体制とする。

第2配置	ア 町内全域にわたる災害が発生し被害が甚大な場合 イ 震度5強以上の地震が発生した場合 ウ 津波警報、大津波警報が発表された場合 エ 本部長が当該配置を指示したとき	全職員をもってあたるもので状況によりそれぞれの災害対策活動が強力に推進できる体制
------	---	--

(2) 災害対策本部設置後の職員配置体制はおおむね別表2のとおりとする。

別表2 災害対策本部設置後の配置体制

対策部名	班 名	配置体制	
		第 1 配置	第 2 配置
総 務 対 策 部	総 務 班	1 3	全 員
	経 理 班		
	広 報 情 報 班		
福 祉 対 策 部	福 祉 班	6	
生 活 対 策 部	税 務 班	6	
	環 境 衛 生 班	4	
経 済 対 策 部	農 林 水 産 班	2	
	商 工 班	4	
建 設 対 策 部	土 木 班	6	
	管 理 班		
上下水道対策部	水 道 班	5	
	下 水 道 班	4	
文 教 対 策 部	教 育 班	7	
	生 涯 学 習 班		
計		5 7	全 員

上記の基準によるほか、町長が必要と認めるときは、その程度に応じ、各配置体制及び配置要員の増減をとるものとする。

なお、震度5弱以上の地震が発生した時は、全職員が参集し、状況に応じ各配置体制をとるものとする。

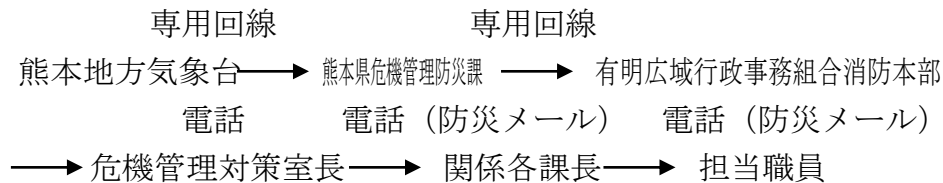
6. 職員の動員、配置のための伝達系統

(1) 平常勤務の場合

専用回線 専用回線 電話（防災メール）
 熊本地方気象台 → 熊本県危機管理防災課 → 長洲町役場 → 担当職員へ指示

- ① 危機管理対策室長は職員の配置体制をとったときは、関係課長に対して配置決定の指示を行なうとともに庁内放送等により全職員に対しその旨連絡する。
- ② 消防団の各分団に対しては、総務課がその旨連絡する。
- ③ 対策関係課長は、それぞれの所属する関係事務所等へその旨連絡する。

(2) 勤務時間外、休日等の場合



- ① 休日勤務の日直者は、熊本県危機管理防災課、N T T等から本計画に該当する報告があった場合、危機管理対策長及び関係各課長にその旨連絡する。
- ② 連絡を受けた各課長は直ちに関係配置職員（消防団員を含む）に緊急連絡をとる。
- ③ 配置職員は、招集の連絡を受けたときは、直ちに登庁し、登庁した旨を危機管理対策室長及び所属課長に報告するとともに所定の業務につく。
- ④ 配置職員は、勤務時間外において災害が発生し、また災害のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等に留意するとともに進んで関係方面へ連絡をとり所定の配置につくよう努めなければならない。

第 2 8 節 公共施設応急工事計画

公共施設の災害に際し、交通の確保並びに公共施設の応急復旧を迅速的確に処理することによって、罹災者の民心安定を図るものとする。

1. 公共土木施設

災害によって河川、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。

(1) 実施機関

- ① 河 川
 - イ 一級河川の直轄管理区間は国土交通省
 - ロ 一級河川のうち指定区間及び二級河川は県
 - ハ 準用河川及びその他の普通河川は市町村
- ② 道 路
 - イ 一般国道指定区間は国土交通省
 - ロ その他の一般国道及び県道については県
 - ハ 市町村道については市町村
 - ニ 高速道路等については西日本高速道路株式会社

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、人員については、別節「労務供給計画」及び「民間団体活用計画」の定めるところによって、人員の確保を図るものとする。

(3) 応急工事の施行

仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切り工事及び決壊防止等の応急工事は、緊要度を考慮のうえ、次により迅速、かつ重点的に実施するものとする。

① 緊要度の高い交通路

被災した道路または橋梁が唯一の交通路であり、食料及び物資等の輸送または復旧資材の運搬等のため、早急に復旧を必要とする仮道、仮さん道及び仮橋について、交通の確保を図るものとする。

② その他の交通路

被災した道路、または橋梁が唯一の交通路でない場合には、国道、主要地方道並びに交通上特に重要と認められる県道、若しくは、市町村道が被災して、交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ適当な迂回道路がないため緊急に施行しなければならない仮道工事等が必要な場合

③ 仮締切り工事

仮締切り工事は、河川、またはこれらの効用をかねる道路が被災して、通常の状態における流水が侵入し、当該被災施設に隣接する一連の施設で、当該被災箇所背後地に甚大な被害を与えているか、またはそのおそれが大きいため、緊急に仮締切り工事を施行しなければならない場合。

2. 農地及び農業施設等

農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、緊急やむをえず応急工事を施行しなければならない場合は、次により行うものとする。

(1) 実施機関

① 農地、農業用施設及び農林業協同利用施設の応急工事は、土地改良区、農業協同組合の所有、または管理に属する施設等について、それぞれの実施責任者を有する者が行うものとするが、これらの実施責任者において施行が困難な場合は、町長が行うものとする。

② 前記①において実施不可能な場合は、県（本庁）または県の出先機関に連絡し、適切な指導と 援助を受けて施行するものとする。

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記1の(2)により確保するものとする。

(3) 応急工事の実施

応急工事の実施に当たっては、早期の工事完了に向け、状況に応じ、工事計画の見直し等に努める。

3. 公共施設の被災状況報告について

災害時、町の行政機能を維持するために、公共施設の被災状況を確認することは急務となる。長洲町地域防災計画第3章第2節動員配置計画及び第27節地震・津波災害応急対策計画に基づき配置体制についた職員は、各対策部管轄の公共施設の被災状況を確認し、総務課又は総務対策部へ報告するものとする。

第 2 9 節 海上災害対策計画

船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失その他異常な自然現象による海上災害が発生し、または発生するおそれのある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに社会の秩序を維持にあたるものとする。

1. 町の応急対策

(1) 非常体制の確立

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、三池海上保安部と共同して、必要な対策の検討、情報の収集を行うとともに、所要の措置を講じ、併せて長洲町災害対策本部の設置を図る。

(2) 情報の伝達及び応急措置

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある情報を受けたときは、直ちにそれぞれの機関に通報する。

関係市町村に対しては、必要な海上情報を伝達し、応急対策について協議する。

関係沿岸市町村への通報事項は、おおむね次のとおりとする。

- ・ 人命の救出、救護
- ・ 初期消火及び延焼防止
- ・ 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒
 - a 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対する災害状況の周知
 - b 火気使用の制限又は禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒
- ・ 沿岸住民に対する避難の勧告及び指示

通報及び伝達に当たっては、災害情報通信計画（第 3 章第 4 節）により行う。

(3) 警戒区域の設定、立入制限、退去等の命令

- ① 町長は、災害が発生し、人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要であると認められるときは警戒区域を設定する。
- ② 町長は、前項により警戒区域を設定したときは速やかに公表し、災害対策に従事する者以外の立入禁止制限又は当該区域からの退去を命令する。
- ③ 公表は、掲示するとともに、ラジオ、テレビ等の報道機関を利用するとともに、広報車、有線放送等により広報を行い住民へ周知を図る。

(4) 救助活動

① 避難時の勧告の指示

町長は、住民の生命、身体を保護するための避難命令を発令し、適当な場所への避難の指導及び勧告を行う。

- ② 水防活動
岸壁、護岸、堤防等の欠壊に対する応急復旧
- ③ 消防活動
船舶等の火災の消火
- (5) 自衛隊の派遣要請
町長は、災害に伴う救助活動に必要があると認めるときは、自衛隊派遣要請計画（第3章第25節）により知事に要請するものとする。

2. 三池海上保安部の応急対策

- (1) 非常体制の確立
災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、海上保安庁長官、管区海上保安本部長が発令する非常配備及び災害対策本部の設置に必要な対策の検討、情報の収集を行うとともに所要の措置を講ずる。
- (2) 通信の確保
通信施設の保全を努めるとともに、部内及び防災関係機関との相互の通信連絡の確保にあたる。
- (3) 警報等の伝達
気象、津波、高潮、波浪に関する警報及び航路障害物、航路標識の異常等、航行船舶の安全あるいは、油等危険物の流出による船舶、水産資源諸施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、安全通信、航行通報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇による巡回、その他有効な方法により船舶及び関係者へ伝達通知する。
- (4) 災害状況の把握及び情報の収集等
航空機又は巡視艇を災害地に派遣し、災害状況を把握するとともに、情報を収集し、その結果を分析評価して報告または通報するものとする。
- (5) 救助活動
 - ① 避難の援助及び勧告
避難命令等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導を行い、海上輸送及び船舶に危険が生じるおそれがある場合は、適当な場所への避難の指導及び勧告をする。
 - ② 遭難船等の救助
遭難船が発生した場合の搜索及び救助にあたる。
 - ③ 水防活動
岸壁、護岸、堤防等の決壊に対する応急復旧資材の海上輸送
 - ④ 消防活動
船舶等の火災の消火
 - ⑤ 人員及び救援物資の緊急輸送
救助活動に必要な人員、資機材及び救援出資等の緊急輸送

⑥ 物資の無償貸付又は譲与

要請により、または必要と認める場合の規定に基づく海上災害救助用物品のり災者への無償貸付または譲与

(6) 海上交通安全の確保

- ① 漂流物、沈没物その他航路障害物の応急措置及び除去についての命令または勧告
- ② 水路の損壊、水深に異常を生じた場合の応急調査及び警戒
- ③ 船舶交通の安全を確保するため、交通の制限または禁止と必要に応じ応急標識等の設置

(7) 危険物の保安措置

危険物の保安については、防災関係機関と密接な連絡をとり、必要に応じ次の措置を講ずる。

- ① 海面に油、危険物等が流出した場合の付近の警戒、油の拡散、火災発生防止等の措置
 - ④ 状況に応じ船舶交通の制限または禁止、進行の停止及び経路変更等の指導
- ③ 危険物積載船舶について荷役の制限または禁止及び移動もしくは航行の制限または禁止の措置

(8) 治安の維持

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し、付近の警戒を強化するとともに、各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令に基づく取締りを強化する。

(9) 広報

民心の安定に重点を置き、災害、治安、救助、復旧の状況及び応急措置方法等について必要があれば、防災関係機関と連絡調整のうえ報道機関等を通じて広報を行う。

3. 協力の要請

長洲町、三池海上保安部等関係機関は、有明海排出油等防除協議会及び油除剤、油拡散防止、資機材等を有する関係機関に応急措置を必要とする場合は協力を要請するものとする。

第30節 電力施設、ガス施設、交通施設の応急対策計画

電気、ガス、交通施設（以下「公共施設」という。）の災害対策については、それぞれの機関の防災業務計画によるところであるが、町は、災害発生の場合、それぞれの機関に協力して、その機能の確保を図るものとする。

1. 町長は、公共施設に災害が発生し、また発生するおそれがある情報を受けたときは、直ちにそれぞれの機関に通報する。
2. 町長は、各機関から応急対策上の応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとする。
3. 町長は、災害応急対策上の協力の範囲及び方法については、あらかじめ各機関と協議して定めるものとする。

第31節 災害義援金品募集配分計画

1. 実施機関

災害義援金品の募集、配分は、次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同しあるいは協力して行う。

町、日本赤十字社、長洲町社会福祉協議会、長洲町民生委員・児童委員協議会、長洲町地域婦人会、小・中学校、行政区、その他の各種団体

2. 募集

災害義援金品の募集は、県内または他の都道府県において大災害が発生した場合は次の方法により行うものとする。なお、募集内容に当っては被災地の状況等を考慮して行うものとする。

県単位機関から通知を受け、あるいは市町村単位機関において関係機関が協議して募集することに決定したとき、募集の細部について更に協議し、それぞれの組織を通じて義援金品の拠出を呼びかけるものとする。

3. 集積

募集に基づき、あるいは任意拠出される義援金品の集積は、次の方法によるものとする。

- (1) 各家庭から募集したときは、各行政区、婦人会、民生委員協議会等の組織で、各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参していただく等の方法によって集積する。
- (2) 小、中学校児童・生徒あるいは工場における職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位期間において一括引継ぎを受けるものとする。
- (3) 個人等で申出のあったものについてはそれぞれ受け付け、その都度または一定期間にまとめて、単位期間別に指定した場所に集積するものとする。
- (4) 銀行口座等金融機関を通じて募集したものについては、専用の総合受付口座の開設を行い、単位期間ごとに集積するものとする。

4. 引き継ぎ

町で受付募集した義援金品の輸送及び引き継ぎは次の方法により行う。

(1) 義援物資の引き継ぎ

集積した義援物資は町において荷造りし、被災地を所管する配分機関に送付するものとする。ただし、集積物資が少なく輸送等をまとめて行うことが適当な場合においては、県単位機関において、一括配分機関に引き継ぐものとする。

(2) 引き継ぎの記録

義援金品の引き継ぎに当たっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係性を明らかにしておくものとする。

(3) 引き継ぎをする配分機関

義援物資の引き継ぎは、おおむね次の区分による配分機関へ行うものとする。

③ 県外の災害

災害が2市町村以上のときは、県単位機関に、単独市町村のときは市町村単位機関に引き継ぐものとする。

② 県内の災害

災害が単独市町村のときは、その市町村単位機関に、また同一郡内で2市町村以上のときはその郡単位機関に、その他広域のときは、県単位機関に引き継ぐものとする。

ただし、郡あるいは県単位機関に引き継ぐべき災害であっても、募集機関が直接指定市町村等に引き継ぐとき、または郡あるいは県単位が調整して直接引き継ぎ市町村を指定したときは、市町村単位機関に直接引き継ぐものとする。

③ 引き継ぎを受ける配分機関

義援物資の引き継ぎは、次の機関とする。

県機関	県知事、日本赤十字社県支部長
郡機関	玉名地域振興局長、郡町村会長
市町村	市町村長

なお、義援金についても本機関に引き継ぐものとする。

5. 配分

引き継ぎを受けた義援金品は、次の方法により配分するものとする。

(1) 配分の基準

配分の基準は、おおむね次のとおりとするが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

① 一般家庭用物資

全失世帯	1
半失世帯	1 / 2
床上浸水世帯	1 / 3

② 無指定金銭

死者（行方不明で死亡と認められる者）	1
重傷で障がい相当残る程度の者	1 / 2
その他重傷者	1 / 3
全失世帯	1
半失世帯	1 / 2
床上浸水世帯	1 / 3

(2) 町における配分

県及び郡単位機関から配分を受け、または町で受けた義援金品は(1)に定める基準を参考にして、民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即した配分を行うものとする。

なお、各世帯配分にあたっては「生活必需物資供給計画」に定める配分手続きに準じて行うことを原則とするが、配分物資の条件が異なるので実情に即して適宜その手続を変更して差し支えないものとする。

(3) 配分の時期

配分はできる限り受付けまたは引き継ぎの都度行うことを原則とするが、義援金品が少量、少額の時は、世帯別配分を不可能にし、かつ、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので、定量に達したときに行う等、配分の時期には十分配慮して行うものとする。

ただし、腐敗変質のおそれがある物資については、速やかに処理するように常に配慮して扱うものとする。

(4) 義援金品の管理

義援金及び義援物資は、町において管理するものとする。

金銭の管理は、町会計室において、町歳入歳出外現金として、これを厳重に保管するものとする。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。

第 3 2 節 その他の災害応急対策に必要な事項

1. 応急公用負担

(災害対策基本法第 1 4 条、第 7 1 条、第 7 8 条、水防法第 2 1 条)

(1) 公用負担を行使できる者

- ① 知事
- ② 市町村長
- ③ 警察官
- ④ 海上保安官
- ⑤ 指定行政機関の長

(2) 人的公用負担

応急措置を実施するため、緊急を要する場合、当該地域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を、公用令書（様式 8 の 1 号）をもって応急措置の業務に従事させることができる。

(3) 物的公用負担

応急措置を実施するため緊急を要する場合、当該地域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、または土石竹木、その他の物件を公用令書（様式 8 の 2 号）をもって使用し若しくは収容することができる。

物資の保管命令については、様式 8 の 3 号の公用令書による。

(4) 公用負担の変更及び取消し

公用令書を交付した後当該公用令書にかかわる処分を変更し又は取り消したときは公用変更令書（様式 9 号）または公用取消令書（様式 1 0 号）を交付しなければならない。

様式第 8 の 1 号

従事第 号

公 用 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第 7 1 条の規定に基づき、次のとおり 従事・協力 を命ずる。

処分権者 氏名

㊟

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

様式第 8 の 2 号

管理第 号

公 用 令 書

住所

氏名

災害対策基本法 第 7 1 条・第 7 8 条第 1 項 の規定に基づき次のとおり を
管理・使用・収容する。

年 月 日

処分権者氏名

㊟

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

様式第 8 の 3 号

保管第 号

公 用 令 書

住所

氏名

災害対策基本法 第 7 1 条・第 7 8 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年 月 日

処分権者氏名



保 管 す べ き 物 資 の 種 類	数 量	保 管 す べ き 場 所	保 管 す べ き 期 間	備 考

様式 9 号

変更 第 号

公 用 変 更 令 書

住所

氏名

災害対策基本法 第 7 1 条・第 7 8 条第 1 項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 3 4 条第 1 項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者氏名



変更した処分の内容

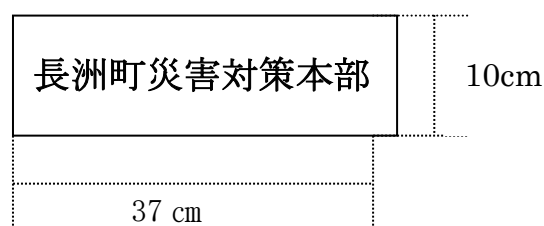
様式 10 号

取消 第 号	公 用 取 消 令 書
住所 氏名	災害対策基本法 第 7 1 条・第 7 8 条第 1 項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を取り消したので、同法施行令第 3 4 条第 1 項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者氏名 ㊟

2. 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は左上腕に様式 1 1 号の腕章を着用する。

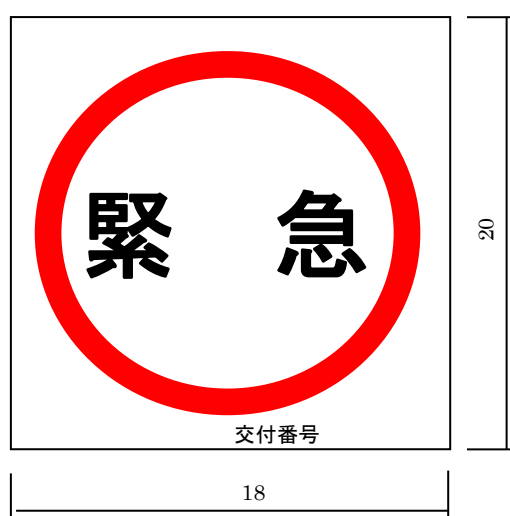
腕章 様式 1 1 号



白地に黒字とする。

3. 災害応急対策に使用する車両の表示

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の前面左側窓に次の表示をする。



(備考)

- 1 文字及び円の記号の色彩は赤色、地の色彩は白色とする。
- 2 図示の長さの単位はセンチメートル
- 3 運転者の視野を妨げないようにして車両の前面の見やすい箇所にちょう付する。
- 4 標章の右下すみに交付番号を記入する。

第4章

災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方向

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、災害・復興対策の推進のため、必要に応じ、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

町及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2節 災害復旧計画

1. 基本方針

- (1) 町は、応急対策を実施したのち、できるだけ迅速に着工し、短期間で完了するよう努めることとする。
- (2) 災害復旧について、再度災害の原因とならないよう完全に復旧工事を行うとともに原形復旧にとどまらずにさらに災害関連改良事業を行う等施設の向上を配慮するものとする。

2. 復旧計画

災害の復旧に関して、現在の各法令の規定により恒久的復旧のため災害復旧計画を作成し速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、短期完成を図ることを目途とする。

(施設の災害復旧に関する主な法律)

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- ・農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

- ・公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２８年法律第２４７号）
- ・道路法（昭和２７年法律第１８０号）
- ・河川法（昭和３９年法律第１６７号）
- ・砂防法（明治３０年法律第２９号）
- ・海岸法（昭和３１年法律第１０１号）
- ・港湾法（昭和２５年法律第２１８号）
- ・公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）
- ・生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）
- ・児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）
- ・身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）
- ・精神薄弱者福祉法（昭和３５年法律第３７号）
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）

第３節 被災者自立支援計画

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講ずるものとする。

計画の実施においては、随時報道機関等を通じて広報を行い、広く住民へ周知を行うよう努めるものとする。

１．被災者に対する生活支援等

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

また、被災者支援が効果的に実施できるよう、情報提供や市町村間の連携構築、地域の支援者や民間事業者等との連携による見守り体制の構築など、県に対し支援を要請するものとする。

さらには、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

2. り災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定や、り災証明の交付体制を確立し、遅滞なく、住宅等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。

また、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及びり災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

り災証明は、災害救助法による各種施策を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、町長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、災害による被害の程度を証明する書面として交付を行うものとする。なお、家屋以外のものがり災した場合において必要があるときは、町長が行うり災届出証明で対応する。

(2) り災証明を行う者

り災証明は、証明の対象となる家屋が所在する町長が行うこととする。ただし、火災によるり災証明は、申請者の家屋が所在する消防署長が行うこととする。

(3) り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、前記「(2) り災証明を行う者」の町長若しくは消防署長が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行うこととする。

(4) 被害家屋の判断基準

り災証明を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月内閣府（防災担当））、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（平成29年3月内閣府（防災担当））に基づき行うこととする。

3. 被災者台帳の作成等

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、県において災害救助法に基づき被災者の救助が行われたときは、被災者

に関する情報を必要に応じて、県から受けることができるものとする。

4. 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組等

災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や被災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や不動産鑑定士や行政書士等士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。

5. 被災者に対する生活相談

被災者の生活相談に対応するため、必要であれば消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努める。

また、熊本行政評価事務所が行う被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設や特別行政相談所の開設といった特別行政相談活動の協力を努めるものとする。

第4節 生業回復等の資金確保計画

1. 基本計画

被災者の生活安定及び事業回復のための資金については、国、県、町及び各種金融機関の協力のもとに現在の各法令及び制度の有機的な運用により所有資金を確保するよう配慮するものとする。

また、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できるよう、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、体制の整備に努めるものとする。

2. 融資制度の充実

世帯更生資金をはじめとする各種資金の貸付け、農業協同組合、各種金融公庫、その他の一般金融機関の災害融資を充実強化し、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努めるものとする。

第5節 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業の

調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

また、町は、必要な場合、県や関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

様式1号

災 害 情 報			
災 害 の 種 別		災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所			
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 刻		月	日 時 分
受 信 事 項			
処 理 事 項			
(注意) 災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。 1. 人的被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等）を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。 2. 住家被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等）を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4. 河川、海岸、溜池の海岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。 5. 住民に避難については、自主避難・避難指示等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。			

被害状況報告（速報・確定）

様式2号

月 日 時 分 現在
報告者名（ ）

市町村名				摘 要
区 分				
人的被害	死者	人		
	行方不明	人		
	重傷者	人		
	軽傷者	人		
住家被害	全壊	棟		
		世帯		
		人		
	半壊	棟		
		世帯		
		人		
	床上浸水	棟		
		世帯		
		人		
	床下浸水	棟		
		世帯		
		人		
	一部損壊	棟		
		世帯		
		人		
	非住家	公共建物	棟	
その他		棟		
り 災 世 帯 数		世帯		
り 災 者 数		人		
災 害 対 策 本 部 設 置			月 日 時 分	
災 害 対 策 本 部 解 散			月 日 時 分	
災 害 救 助 法 適 用			月 日 時 分	
消防職員出動延人		人		
消防団員出動延人		人		

様式 4 号

住 民 避 難 等 報 告 書

市町村名（担当者名）		
報 告 日 ・ 時 間		

地 区 名	種 別	原 因	世帯数	人 数	避 難 場 所	避 難、勸 告 等 日 時		帰 宅、解 除 等 日 時	

※種別欄には、避難指示、警戒区域設定（設定）、自主避難（自主）のいずれかを記載すること。

第5章

大規模な火事災害対策編

第1節 災害予防

1. 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

ア 町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

イ 町及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

(ア) 町及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

(イ) 町及び事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。

イ 建築物の防火管理体制

町及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

ウ 建築物の安全対策の推進

(ア) 町は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

(イ) 町及び事業者等は、高層建築物、地下街等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成

を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。
(ウ) 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。

2. 防災知識の普及

(1) 防災知識の普及

町は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するものとする。

(2) 防災関連設備等の普及

町は、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努めるものとする。

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 避難の受入れ及び情報提供活動関係

指定緊急避難場所について町は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(2) 施設、設備の応急復旧活動関係

町は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するよう努めるものとする。

(3) 防災関係機関等の防災訓練の実施

町、消防機関、事業者、地域住民等が相互に連携した訓練の実施に努めるものとする。

第2節 災害応急対策

1. 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

2. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

警察機関、道路管理者、国〔海上保安庁〕及び非常災害対策本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。

第3節 災害復旧・復興

1. 計画的復興の進め方

ア 防災まちづくり

町は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等骨格的

な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。

2. 被災者等の生活再建等の支援

町は、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

3. 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第6章

林野火災対策編

第1節 災害予防

1. 林野火災に強い地域づくり

- ア 町は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。
- イ 町は、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等を実施するものとする。
- ウ 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

2. 防災活動の促進

ア 防災知識の普及

- (ア) 町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、全国火災予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発の実施に努めるものとする。
- (イ) 町は、本町の自然条件等についての町民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。
- (ウ) 町は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。

イ 町民の防災活動の環境整備

林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、町は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

3. 林野火災に対する警戒の強化

- ア 町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。
- イ 町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。
- ウ 町は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

4. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の

急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため町は、消防機関等と連携し、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

(1) 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

町は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。

(2) 消火活動関係

ア 町は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

イ 町は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

ウ 町は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

(3) 応急復旧及び二次災害の防止活動関係

町は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等の施策を推進するものとする。

(4) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 町は消防機関を始めとする県、国の機関、林業関係団体、民間企業及び地域住民等が相互に連携した訓練の実施に努めるものとする。

第2節 災害応急対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 一般被害情報等の収集・連絡

町は、消防団、消防機関等と連携し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。

(2) 地方公共団体の活動体制

町は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

(3) 事業者の活動体制

林業関係事業者は、町、消防機関、警察機関と連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

3. 情報提供活動

(1) 要配慮者への配慮

ア 町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

4. 応急復旧及び二次災害の防止活動

ア 町は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

イ 町は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。 _

第3節 災害復旧

町は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

参 考

○長洲町防災会議条例

(昭和 37 年 12 月 26 日長洲町条例第 48 号)

改正 平成 12 年 3 月 24 日条例第 1 号 平成 24 年 9 月 18 日条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、長洲町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長洲町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 熊本県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 熊本県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 有明広域行政事務組合荒尾消防署長及び消防団長
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、防災に関し必要と認める公共的団体の代表者等のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 1 号及び第 2 号の委員の定数は、それぞれ 1 名とし、同項第 3 号及び第 6 号から第 8 号までの委員の定数は、それぞれ 5 名以内とする。
- 7 第 5 項第 6 号から第 8 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、熊本県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第1号)抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

○長洲町災害対策本部条例

昭和 3 7 年 条例第 4 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 6 項の規定に基づき、長洲町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長洲町防災会議委員名簿

会 長 町長 田 成 修 一
委 員 24 名

区分	機関及び職名	氏 名	所 在 地
第 1 号 委員	玉名地域振興局長	安田 昌史	玉名市岩崎 1004-1
第 2 号 委員	荒尾警察署長	馬場 泰臣	荒尾市蔵満 1863-2
第 3 号 委員	総務課長	吉田 泰滋	長洲町大字長洲 2766
	建設課長	馬場 健太郎	〃
	農林水産課長	長谷川 元	〃
	健康づくり課	宮本 孝規	〃
	福祉介護課長	石本 りか	〃
	子育て支援課長	大賀 留美	〃
第 4 号 委員	教育長	松永 光親	〃
第 5 号 委員	長洲町消防団長	杉本 和明	
	荒尾消防署長	百田 繁篤	荒尾市宮内 1027-9
第 6 号 委員	三池海上保安部長	井久保 輝	大牟田市新港町 1
	国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所長	上水樽 昌幸	山鹿市山鹿 178
	長洲郵便局長	坂本 幸介	長洲町大字長洲 1357-3
	社会福祉協議会事務局長	森川 敬子	長洲町大字長洲 2771
第 7 号 委員	駐在員会代表	菊川 明子	
	熊本県隊友会長洲支部長	山本 孝範	
	長洲町男女共同参画社会推進 懇話会長	上野 美登	
第 8 号 委員	陸上自衛隊 第 8 師団 第 42 即応機動連隊長	田中 博幸	北熊本駐屯地
	熊本北部漁業協同組合代表	藤田 あかね	長洲町大字長洲 3328-20
	長洲町地域婦人会代表	熊谷 三枝子	
	長洲町民生委員・児童委員 協議会代表	浦部 智子	
	JA 玉名長洲総合支所長	藤木 隆央	長洲町大字清源寺 2792-1